

第42回 「上海IPG」会合

日時 平成21年9月17日(木)

14:00～

場所 上海龍之夢麗晶大酒店4階 Ballroom A

## 【ピックアップ講座】

豊田汽車技術中心（中国）有限公司知識産権部

竹市博美

豊田汽車技術中心の竹市でございます。私はこの1月から北京に赴任しております。それまではトヨタの知的財産部で主にライセンス等々の契約、商標意匠の業務を担当しておりましたので、そちらの話を中心にしたところではあるのですが、今日は知的財産という広いテーマでやるようにということで、頑張ってみたいと思います。

今日は最初に知的財産絡みでトヨタが何をしてきたかという話を、次に、取り巻く経済環境等々、知財への考え方、実際の活動の紹介をしたいと思います。また皆様方の会社でも同様と思うのですが、人材育成が大きな課題になっていますので、どのような考え方でトヨタ知財部は人材育成をしているかをご紹介します。最後に模倣問題です。これはIPGでもいろいろと活動していますが、偽造部品だけではなく、それ以外に抱えている意匠の問題について、簡単にご紹介します。最初にトヨタをご紹介します。トヨタと特許とのかかわりですが、創業者の豊田佐吉が最初です。豊田佐吉は機織機、織機を発明した人で特許庁の中でも、日本の十大発明家の1人と言って紹介いただいています。発明が大好きで、生涯で130件の特許を取得したということです。

資料のここに記載がありますが、1920年に発明した完全自動式織機というものが、非常によく出来ていて、その特許権をイギリスのブラット社に譲渡することがあったということです。非常に初期のトヨタ自動車の設立前のトピックとして、特許がかかっているということで、面白い話ではないかと思っています。ここで得たお金が、その一部としてトヨタ自動車の設立に至ったということです。これを称して「トヨタは特許オリエンテッド」だというのは、会社設立初期の頃からトヨタと特許とはかかわりがあるというエピソードです。

特許を重視する、というこの思いは、研究と創造という面で、非常に重視しています。これはトヨタのプリンシプルというか、トヨタの活動の根本と成っているトヨタ綱領というものの中にも、「研究と創造に心を致し、常に進展すべし」ということで、残っております。つまりトヨタの根本はものづくりであるということを、きちんと理解した上で、それを通じて産業の発展に尽くしていきたいということが、根本としてあります。これがベースの話です。次に具体的な話をさせていただきます。

これは過去の活動の経緯です。これは出願の数ですが一度上がったたり、下がったりしています。これは、過去量と質のどちらを取るかの試行錯誤があったりしたこともあるのですが、右のほうに充実期、「量より質」とある頃にトヨタとして、特許出願の目的として、その活用という目的に大きく切り替えました。それまでは、防衛的な出願を中心にやってきたのですが、経営資源としての特許は非常に重要であるものです。その後は質だけではなく量、また地域も国内のみでなく海外ともにやるということで、右肩上がりが増えてきています。次に、どのような形で開発活動を行っているのかを、ざっくりとご説明します。どこの会社でも同じだと思のですが、段階としては基礎的なレベルの開発から、いわゆる先行的な技術の開発、それから製品の開発となっていきます。その対象は基礎的な部品からシステム設計へ、それから車両設計へ行くという動きです。いろいろ、社内外の方々と協力して、こういう車両設計につなげていきます。あと開発の拠点を少しご紹介します。これは世界の主な開発拠点です。北米、ヨーロッパ、アジア、日本です。私がおります北京の豊田技術中心（中国）という所は、一応技術部門分野には属しているのですが、現在は開発等々はやっておりません。R&D 中の、R のほうのリサーチ、主に渉外関係の業務が中心です。知的財産部も、主に法改正動向だとか、模倣対策も含めて政府との渉外関係の機能が中心になってきています。

次にトヨタの開発のプリンシプルをご紹介します。社内キーワードで、“TODAY for TOMORROW” ということがあります。明日のために、今できることをすべてやろう、ということです。そのために、実際にどのようなことをやっているか。環境認識についてはこのようになっています。産業技術の発展だけではなくて、化石エネルギーがなくなる、エネルギーの消費が急増していく、人口は増えていくということで、課題としては右に書いてあることで、非常に大きなテーマなのですが、それぞれに取り組みなければいけないということです。

最終的にやりたいことは、これもキーワードで、「Zeronize」「Maximize」というものです。「Zeronize」はCO<sup>2</sup>をゼロ、そのためには代替エネルギーとか、排ガスのクリーン化をめざすということ、それから事故ゼロです。「Maximize」は乗って楽しい車、そういう魅力を最大限にしようという考えです。乗れば乗るほど、空気がきれいになる車を造りたいと前の社長も言っていましたが、それが実際に可能かは別として、そのような夢を持った、高い次元に目標を持った開発をしたいということです。これが「Maximize」「Zeronize」に向けたマイルストーンを表したものです。

次に、いまトヨタがどのような状況にあるかを説明します。少し数字が古いのですが、2000年代に入って急激に生産台数が伸びました。それから、もう1つは技術が従来の車技術だけではなくて、それを取り巻く周辺の技術に革新が起きています。環境対応、安全技術の革新、ITSの技術の向上ということで、トヨタとしては、いままで既存技術としてはそれなりに出来ていたのですが、これからはそれでは食っていけないということで、したがって、今後はいままで踏み入っていない技術、「異業種」と書いてありますが、従来取引のあったところと全然違うところ、FCとかバイオとかがそうだと思うのですが、そういうところへの対応が必要になってくるということです。トヨタは何でも自分で開発を自分自身でやりたがるのですが、そうではなくて他社とのアライアンスということで、特に全然違った分野との協業も必要なのだということを言っております。

さて知的財産部の課題認識というのはこのようにまとめてられています。いま申し上げましたように、会社自体の規模が大きくなり、かつ知財自体の社会の認識も高まっているということで、パテントトロールとか、賠償金が非常に高くなっているということです。それは、イコール知財リスク、経営の観点からいって、ある意味では知財が重要な経営資源ではあるのですが、同時に大きなリスクをはらんでいるという認識です。

もう1つは、技術のパラダイムシフトということで、車の事業ではそれなりにやってこられたのですが、これからは必ずしも安泰ではないという課題認識です。事業環境が変わってくる中で、知財を伴った技術の競争が加速していくということで、これにどう対応していくかということが、知的財産部としての課題ということです。

実際にどのようなことをやるかということ、リスク対応という意味では、1つは、リスクを最小化ということです。つまり、他社の特許に対応しなければいけないことと、係争が起こったときに、合理的な形で終わることができるよう、対応能力の向上が必要です。

それから、自らの知財を活かすという意味で、知財価値を企業の経営資源として最大限に活用できるようにしなければいけないということで、発明の質の向上が必要になるというものです。グローバルに広がる中で外国出願の強化、必要なところで必要な権利を取っていくことが課題であると認識しています。

次に知財部のミッションについてご説明します。トヨタの知財部は技術開発部門に属しておりますが、昨今の知財の重要性の高まりということで、経営により直接貢献したい、そういう位置でありたい、もしくはそうでなければいけないという認識を持っています。つまり我々のミッションについて単に知財分野の話で

はなくて、トヨタ全社としての企業活動という観点で考えなければいけない、というものです。具体的に言いますと、知的財産の面で企業活動の自由度を確保しなければいけないというのが最大のミッションと考えております。もう1つは、知財を含めて企業価値の最大化に寄与したいということです。この2つを知財を通じて実現していきたいということが、いまのミッションです。

これをまとめた概念図です。基本的に我々はものづくりの会社です。知財は、このものづくりで生まれた価値を正しく守る、それを正しく活用する、そしてそれがまた次の開発につながっていくことを示しており、この図ではこれを「サイクル」と呼んでいます。このような活動による持続性を持った研究開発、研究創造につなげていきたいということです。そしてさらにそれにより、社会もしくは経済の発展につなげ、併せてトヨタ自身の企業価値及びブランドも高めていくことにつなげたいと考えております。

もう1つ最近言われているキーワードがあります。先ほど申し上げましたが、知財戦略、もしくは知財の業務というのは、単純に知財だけにとどまっていたはダメで経営戦略、技術戦略、とシンクロする形で、この3つをうまくバランスを取った形で、お互いにシンクロした形で、やっていくことが必要だろうということです。これを三位一体活動と称しているわけです。

技術戦略では、次の商品のシナリオとか、コア技術は何か、それ満たすための開発は何か、また経営戦略のためには、その事業としてどう事業を立てていくか、標準化をしていくのかということが重要です。これが知財活動全体の流れを示した図です。何を申したいかということ、単に出願だけではなくて、出願の戦略から以前に、共同開発などのところからの出願、活用、それからアウトプットを意識した形で、スルーでものを考えていこうということです。

これをもう少し開発の部門や事業部門と連携の上、活動を進めてゆこうということを示しています。

次に、具体的な活動のご紹介をします。先ほども申し上げましたが、知財部の位置づけについてご説明します。トヨタは大きくは営業、開発、製造などに分かれています。知財部はその中の技術部門に属しています。部門の中にはいくつか本部があります。技術管理本部というのがあります。これは技術部門の中の管理の仕事、アドミニストレーションをしているところですが、その中の1部門として知的財産部があります。知財部門が本社部門に属しているところも多いと思うのですが、トヨタでは今日現在は知的財産部は技術管理課本部、つまり営業や生産とは離れたところに属しています。したがって、従来出願業務が中心で、研究開発関係との密接な関係のもとで特許活動を行うことが中心でした。

ただ、先ほど申しましたように、開発のみならず活用と申しました。ライセンス、またブランドの問題も扱っております。そういうところで、実質的には本部を超えた仕事をしています。したがって、組織は開発部門に属するものの、実質的にコーポレートレベルの業務を司っているというところがあります。

さて知的財産部の中に、その下のレベルで「室」という単位があります。ライセンス業務は、コーポレート知的財産渉外室という室で担当しておりますが、ライセンスなどの知財の活用活動はコーポレート視点で業務をやるようにということで、つまり会社全体の視点で業務をすることが求められています。

さて社内ではいくつか全社横断的な会議があるのですが、その中に知的財産委員会があります。これはトップが我々のラインのトップの副社長で、知的財産部がそのこのセクレタリアートとなっています。メンバーは全部門の専務以上です。経営レベルにかかわる知的財産問題をそこで審議します。

またそれとは別に商号審査委員会というのがあります。正式にはトヨタ商号審査委員会という名前の組織で、議長が社長で、副社長以上がメンバーになっています。これはトヨタという名前、TOYOTA というマーク、車に付いている楕円のマーク、レクサスのマル L のマーク、このマークと名称の運営、ルーリング、特殊事例の決定等を行う会議体です。このような体制で、知的財産にかかわる全社の意思決定をしているところです。

さて知的財産委員会ですが、申しあげましたように、専務レベルの会議ですので、そんなにネットワークがよくないので、実質的にはその下に部長レベルの会議体がいくつかぶら下がっていて、毎年の出願戦略、ライセンス戦略等を考えているというところではあります。

またトヨタ商号審査委員会も副社長以上の会議体ですので、やはり非常にネットワークが悪いです。そのため 2002 年頃に、もう少し権限委譲をしようということで、商標商号検討会という、常務役員レベルの組織を立ち上げそこに授權をして、比較的軽い問題はそこで処理できるような体制をつくっています。

さて次に知財部の活動の紹介です。まずは情報解析業務を行っております。つまりは他社のベンチマーキングなのですが、先ほど申しあげましたように R&D 戦略、もしくは開発戦略に知財を組み込んでほしいという思いのもと他社の権利等を解析して R&D 戦略担当部門などへ、フィードバックしています。これが 1 つ大きな経営に対するメッセージの 1 つです。もう 1 つは、自社の発明について評価をして、フィードバックします。絶えず他社との関係で、どのようなポジションにあるかを開発に対してメッセージを出していきます。

これらの活動を通じて、R&D 戦略に知財を組み込んでもらうようにということで、

ここがいちばん大きなポイントだと思っています。

次に社内で権利の活用のためにどのような活動が必要か、という問いかけをしています。つまりよい発明を創出し、そして。それをよい権利として取りましよう。さらにたとえ権利があっても、うまくエンフォースできなければ意味がないので、適切に権利行使ができる仕組みをつくりましようということを社内で言っているところです。

さて先ほどよい特許を取りましようと思いましたが、どのような特許を取るのですかということが重要です。役に立つと言いましたが、結局ビジネスの競争力として役に立たなければいけないです。必ずしも、素晴らしい発明がそういうわけではなくて、事業上優位なものを権利として取得していこうということで、それによって、それをフィードバックすることによって開発を正しく方向づけていきたいということ、適切なパテントポートフォリオを構築していく等の狙いをもって、社内でメッセージを出しています。具体的に言えば、開発テーマをもって、発明の目標を設定して出していくということで、これがそれを示す概念図です。

もう 1 つは、先ほどの他社のベンチマーキング、権利を侵害されているのであれば、正しく権利を行使しようということで、これも社内で課題として言うことです。もう 1 つは、他人の特許について正しく対応しなければいけないということです。争いを未然に回避する万一争いが起きたときには、合理的な対応ができるように体制をつくりましようということです。また最終的に第三者の権利を認めなければならぬのであれば、フェアな条件で契約をしていきましようということです。一方で、トロールみたいなところについては、毅然とした対応が必要になります。いずれもトヨタのポジショニングを強くするというので、社内では説明をしているところです。つまり正しいベンチマーキングをして、自社の権利を強くして、係争が起こっても適切に対応するという力を付けましようということです。要はリスクを早く認識して、リスクに正しく対応できるということです。さて特許の活用の話です。ポートフォリオマネジメントはありきたりの言葉ですが、我々も特許網をつくって、バランスを考えて、ポートフォリオ全体を俯瞰した形で、話をすすめております。

我々の業界の特徴というのは、非常に狭い業界というか、プレイヤーが少ない業界ですので、大体技術的な位置づけが見えやすいところではあるものの、一方でいろいろな技術が絡んでいます。4 万点の部品と聞いていますが、単純にすべて独占することができないということです。つまり自動車という最終製品に対して 1 個の特許でブロッキングできるわけではないので、有利な立場に立つには非常に大きな特許網が必要になります。このような視点をもって、合理的な条件を

もってライセンス・イン、アウトに当たるように努めています。

なおこれはどこの自動車メーカーも同じだと思うのですが、我々はオープン・ライセンス・ポリシーということで、我々の技術を適切に評価していただけたら、適切な条件で許諾しております。また我々も他社が保有する特許については、必要なものは適切な条件でライセンス・インをさせていただいています。この場合も条件の合理性については全体のポートフォリオ・バランスを見るのが重要になっています。

さて特許権の活用の方法ですが、これもトヨタ特有の話ではありませんが、事業集中もしくは選択をするときには権利を思い切って譲渡していく、もしくは事業に必要な他者の権利についてはライセンス・インをする、またはコストダウンのためには積極的にライセンス・インをしたり、という使い分けをしています。

ということで、長々ご紹介しましたが、開発のシナリオと併せて、出てくる知財をどう活用していくかを意識した上で、フィードバックしていきます。出てきた知財を適切に権利化して、このようにエンフェースをしていくことが、技術経営に知財経営が絡んでいくと。先ほどの三位一体の表れです。このような活動は皆さん方も同じような考えでやっていらっしゃるのではないかと思います。

そういう認識の下で、いま課題としているのは将来に向けてどのような人材を育成していこうかということです。これは最近まとめた知財として必要な人材ということで、ABCと呼んでいます。先ほどの、経営・技術・知財の三位一体の中で、その中で知財としてどのような人間が必要なのか、育成していくかということをもとめています。

A は知財プロパーということで、知的財産分野の中の専門家という人材です。これは具体的に言えば、権利化のプロである、もしくは他社との特許上の交渉等、他社との対応についてのプロです。このような人間がまず必要です。

B 人材というのは、技術戦略を認識して、知財戦略と相俟って考える人間が必要だろうと。知財ばかりではなくて、技術戦略とのバランスを取った人間も必要です。これが知財技術企画、そういう人間が B 人材です。

C 人材というのは特に経営です。いわゆる事業センスを持った知財マンでありたいと。事業、つまり会社の経営の方向づけを十分に理解した上で、知財のマネージメントができる人間です。これは知財渉外のプロと呼んでいます。大きく A 人材、B 人材、C 人材という人間が、それぞれこういう人間からなる知財部が必要だという認識で育成をしています。このような形で、ざっとイメージなのですが、基礎的な教育から実務に向かって、この ABC を育てていくことを始めています。なかなか簡単にはできないのですが。最終的には三位一体を意識して、自分



ほどのプロになっていくのだということで認識させて、上司もそういう計画の下に育成をしていくことがトヨタで試みています。

最後ですが、模倣問題についてです。

模倣行為は、マークのパクリから始まって、次にデザインのパクリ、そして今後は技術のパクリが出てくるのではないかという課題認識を持っています。実際にトヨタとしては商標の問題、偽造部品の問題は山ほどあるのですが、車のデザインのコピーの問題が最近非常に増えてきています。

まず商標の盗用問題について説明します

商標盗用問題に対しては従来より一生懸命対応しているのですが、それに投じる資源も限られていますので、すべての案件に対応はできないということで、社内のいろいろな話をして、いまこのような考え方で進めております。つまり、自動車部品の特性として、お客様の安全に直接かかわるという認識の下に、まずはおお客様の安全を守ることがメーカーとしていちばん大事なことではないかという認識で、お客様の安全を中心に CSR、社会的責任のもとで模倣対策を行っております。次にデザインの問題です。昔はバス、トラック系が多かったという話を聞いていますが、いまは商用車どころか、SUV、コンパクトまで増えてきているということです。トヨタを巡る問題もいくつか見られます。ただご存じのとおり、これはいまの法律ではなかなか対処できない、いわゆる組合せの問題ということで、苦慮しています。この問題に対してはトヨタはこのようなデザイン活動が実際に中国のメーカーの創作イノベーションにもつながらないのではないかという思いの下に、当局とかメーカーに働き掛けをする活動をしております。非常に遠い道ではあるのですが、働き掛けを行っているところです。今まで申し上げましたように、弊社では模倣も含めて、あらゆる活動、ものづくりを中心として開発、それから模倣対策を含めての知財の保護、ライセンスをクロス・ライセンスも含めて活用して、次の新しい産業へ、トヨタ自身の R&D も含めて、次のイノベーションにつながっていくことを期待していくという思い出、知財活動のサイクルを回しています。そういう知財活動でありたい、それがとりも直さずトヨタ自身の力強い活動になり、産業自体の発展にもつなげていくという最初のトヨタの気持につながっていったらいいなということで、強い気持を持ってやろうということで活動しています。

今日はいろいろな話をさせていただこうとして散漫になってしまいましたが、以上で私の話を終わります。ありがとうございました。

○司会 竹市様、ありがとうございました。ご質問等のある方は、挙手の上、会社名、ご氏名を言っていただいで、質問をいただければと思います。

○小島（TOTO） 多岐にわたって非常にわかりやすい説明をありがとうございます。トヨタさんはグローバルに展開されていて、模倣品を取り締まるにしても、その前提の権利の取得のところで、感覚的にはすべての国という感じを持つと思うのですが、そうもいかないだろうということで、海外の出願の基準というか考え方、あるいは重点思考の部分をご紹介いただけるとありがたいのですが。

○竹市 基本的には事業のあるところはすべて出していくということです。ただ、もちろん重要なマーケットを中心ということです。ただ、ブランドだけはこれは全世界に。全クラスと言いたいところですが、それはできていません。ただ、基本的なクラスについては、グローバルにすべて出しています。特許については、実際に使うところ、もしくは使われるであろうエリアに出願をするということを基本としています。

○小島 ありがとうございます。

○司会 以上でピックアップ講座、竹市様のご講演を終わらせていただきます。ありがとうございました。

3時から全体会合を始めます。その間は休憩時間とさせていただきます。

## 【各種承認・連絡事項】

○司会 本日は、非常に大勢の 130 名を超える方に参加のお申込みをいただきまして、誠にありがとうございます。昨今の経済情勢もあってか、今年に入ってから参加人数が若干減っていたのですが、ここへ来てまた非常に多くの皆様にご参加いただいておりますことを感謝申し上げます。次回以降も、是非多くの皆様にご参加いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、お配りしている資料の議事次第に則って議事を進めさせていただきます。第 1 部「各種承認・連絡事項」です。本日は、新たに上海 IPG にご加入いただいた新規メンバーの方が 7 社いらっしゃいますが、その皆様に一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。まず、ぺんてる株式会社の杉山様、ご挨拶をお願いします。

○杉山 ペんてるのスギヤマと申します。よろしく願いいたします。弊社は、15、6 年前に天津に工場を作って、いまでは上海に販社も設けており、生産と販売、この両面から中国事業に取り組んでいる文房具メーカーです。文房具メーカーは、大体弊社を含めると小さな規模の寄合所帯という感じなのですが、逆に小さな寄合所帯であるからこそ、特に模倣品問題の情報の共有化とか、組むべきところは組んで一緒に対応するようなアライアンス、こういったところに対する積極性では、ほかの業界さんに比べても引けをとらないのではないかと自負しております。今回この IPG に参加させていただいて、これを機会にまた新たな模倣品対策のステップに進んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○司会 杉山様、ありがとうございました。続きまして、株式会社ニフコの土谷様、いらっしゃいますでしょうか。

○土谷 ただいまご紹介いただきました、ニフコのツチヤと申します。どうぞよろしく願いいたします。このたびは、上海 IPG の参加につきましてご承認いただいたことをお礼申し上げます。

私どもニフコという会社は、あまりご存じない方が多いかと思うのですが、自動車の部品を中心としたプラスチック部品のメーカーです。中国への進出については、1996 年に上海で上海ニフコという会社を設立し、現在では東莞に 2 社と北京に 1 社と、合計 4 社で活動しております。製品の製造を主に行っておりまして、知的財産面での活動は中国においていままでほとんど取っておりません。今後はこの上海 IPG に参加して、知財面での活動を積極的に進めていきたいと思っております。皆様どうぞよろしく願いいたします。

○司会 続きまして、JTEKT の布川様、お願いします。

○布川 皆さん、こんにちは。JTEKT 中国投資有限公司から来ましたフカワと申します。

私どもの会社は、自動車向けの油圧と電動のステアリングシステム、軸受(ベアリング)、駆動部品、工作機械等幅広く作って販売しております。中国内には軸受関係の工場が 5 社、駆動ステアリング関係の工場が全部で 8 社あります。皆さんの業界とも同じかと思いますが、特に転がり軸受、で模倣といいますか、いわゆる偽物が非常に多い業界で、この会を通じて皆さんと情報交換等々しながら活動していきたいと思います。よろしくをお願いします。

○司会 ありがとうございます。続きまして、那智不二越の伊井様、お願いします。

○伊井 このたび IPG に参加させていただきます、那智不二越（上海）のイイと申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

不二越は富山県に本社を構え、ベアリング、油圧機器、切削工具などの機械要素部品、工作機械、ロボットなどの設備関連の製造販売をやっている会社です。中国には、2001 年に東莞にベアリングの工場を設立したのが最初で、2004 年に上海に営業部門を設立していまに至っております。いまほどの JTEKT さんと同じように、ベアリングのほうは中国市場においてかなりの偽造品が出回っているということで、この会を通じて情報交換、また勉強をさせていただいて、模倣品対策をしていきたいと考えております。今後ともよろしくお願ひいたします。

○司会 ありがとうございます。続きまして、NTN の三枝様、お願いします。

○三枝 NTN 中国統括会社のサイグサです。よろしくお願ひいたします。

NTN は、ベアリング、等速ジョイント等を主力の製品にしておりまして、中国では北京、南京、常州、上海の松江、南の広州等に生産の現地法人があります。上海には 2003 年に駐在員事務所を設立し、その後統括会社を 2005 年に作り、昨年からは営業のほうも始めておりまして、本格的に統括会社として名実ともに活動しているのは去年の春からです。

日本では、日本ベアリング工業協会で、先ほどご挨拶のあった JTEKT さん、那智さん等々と一緒に知財のベアリングの模造品の対応の活動もしております。このたび、上海 IPG に参加させていただいて、これからいろいろとご指導、ご教示いただきたいと思っております。引き続きよろしくお願ひいたします。

○司会 株式会社オンワード様、日立工機株式会社様が新たなメンバーとしてご参加いただいておりますが、本日は残念ながらご欠席ということで、また次回以降ご挨拶いただくこととしたいと思います。

それでは、②です。IIPPF と IPG の連携がいま進んでいるところですが、こちらの現状報告について、グループ長の久永様をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○久永 電装の久永でございます。資料 2 と 3 でご説明します。資料 2 は A4 の横の小さい字のものです。IIPPF(International Intellectual Property Protection Forum)との連携につきましては、これまでどのような形でやるかということについてご説明してきましたが、ようやく具体的な活動テーマが煮詰まってきましたので、今回はその活動テーマ、実際にどのようなことをやるのか、どのような連携をするのかということについてご報告します。

いまお手元にあります、非常に細かい資料ですが、これは上海 IPG の幹事会で検討したもので、特にジェトロの宮原様に取りまとめにご尽力されています。また、今回資料はありませんが、日本の IIPPF の方ではキヤノンの小澤様に取りまとめにご尽力されています。この細かい資料のいちばん左側をご覧ください。議題として、上の方に書いてありますが、共同違法行為とか行政処罰の算定ということで、いろいろな重要なテーマがここに書かれています。これらについて説明するというよりは、むしろ資料の 3 を見て頂いた方がよろしいかと思えます。これは、中国側と日本側とでどのような項目について連携をするかということをもトリックスとしてまとめたもので、2009 年以降実施していこうと考えているテーマが要約されています。

特に左側に「連座制」、これは共同で悪事を働く人たちに対してどのようにして対応していこうかというもの、「行政処罰の強化」、「行政処罰算定」、「摘発障害要因」及び「処罰執行強化」という大きく 5 つの項目が書かれています。特に上の 3 つ、「連座制」、「処罰の強化」及び「処罰の算定」について対象となる当局、税関、海関、TSP 及び AIC について、いろいろと今後検討を進めていくこととなります。特に海関との問題については、皆様ご存じの水際 WG が専ら中心になってこれから IIPPF と連携していきます。TSB（質量技術監督局）、AIC（工商行政管理局）に関連する活動テーマについては、立法研究 WG でこれから IIPPF と活動していくこととなりますので、順次活動の成果が出てきましたら皆様に報告していたします。何にしても、最終的にはいろいろと中国当局に働きかけていかなければいけないものですから、これらのテーマについてはなるべく短期間で、例えば 1 年とか 2 年ぐらいで、当初の成果が見えるような形のものにしていきたいと思えますので、是非皆様のご協力、場合によっては WG にご参加頂くなり、ご意見を伺うなどしてまいりたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○司会 ありがとうございます。続きまして③以降ですが、ここ 2 カ月の間に開催された諸活動の開催の報告をさせていただきます。お手元の資料に合わせて、イベントの様子を前のスクリーンでも映し出しておりますので、そちらもご覧いただいで雰囲気等を見ていただければと思います。まず、「安徽省質量技術監督局向け真贋識別セミナー開催報告」を、福永様からお願いしたいと思います。

○福永 JUKI 中国の福永です。先日開催されました「安徽省 TSB セミナー」についてご報告いたします。今回の「安徽省 TSB セミナー」については、昨年度の IPG 事業実施アンケートの結果などに基づき、今年度の上海 IPG 実施地域の 1 カ所として選ばれております。こちらのセミナーは、先月の 8 月 6 日に安徽省合肥市の開発区にある安徽省 TSB の施設で行われました。会場の雰囲気等は、私の後ろのスクリーンをご覧いただきたいと思います。全省から約 130 名の TSB 職員を集めて行われました。参加企業は 13 社おりましたが、参加した TSB 職員は最後まで熱心に各社の発表を聞いておられました。

全体としましては、TSB 職員は会の進行においても非常に統率が取れており、発表を聞く態度や企業の偽物展示コーナーなどでも、担当者との交流など積極的かつ熱心に行っていただいたと思います。参加したある企業の参加者からは、過去に行われた行政機関セミナーの中で最もすばらしかったのではないかと、という感想も聞かれ、成功裏に終わったと思います。以上です。

○司会 ありがとうございます。続きまして、農薬 WG で開催した麗江市の「工商行政管理局向け真贋識別セミナー」の開催報告を、大上様にお願いします。

○大上 住友化学の大上です。農薬 WG では、7 月 21 日、雲南省の麗江市において、麗江市の工商行政管理局及びジェットロ主催で「上海 IPG 麗江市 AIC 向け真贋識別セミナー」を開催しました。AIC 側の参加者は、雲南省消費者協会や麗江市工商行政管理局の責任者、及び各県区の担当者等で、約 40 名でした。また、農薬 WG からは、参加者はジェットロ及び関係各社合わせて 12 名でした。

麗江市が選ばれた理由は、農薬の流通地として重要なので、工商局職員に対して日系農薬企業の製品及び我々の有する権利、また模倣品の状況などを説明し、権利者と当局共同で摘発に臨み、活動を通じて当職員と日系企業の友好関係を構築することにより、模倣品対策を強化し、案件処理を円滑にする効果を期待したためです。

セミナーの内容としましては、関係各社からの真贋識別紹介と、上海 IPG 農薬 WG の活動紹介を行いました。セミナーのあと、雲南省 AIC の協力の下に、麗江市内の農業資材販売店 2 店と卸売会社 2 店の市場巡察を行いました。販売店では仕入台帳が整備されて、AIC 監督担当制度などがかなり行き届いているということ

がうかがわれました。以上です。

○司会 ありがとうございます。続きまして、立法研究 WG の第 1 回の会合が開かれましたが、その報告を福永様にお願いします。

○福永 「立法・研究 WG」の活動について報告いたします。資料 6 をご覧ください。第 1 回目会合が、前回の IPG 総会翌日の 7 月 17 日に開催されました。前回お配りした資料では最初 10 個程度のテーマが挙げられていたかと思いますが、その中から各メンバーの希望等を取りながら、優先的に行う活動を選定しました。

初期メンバーはこちらのリストにある 15 社になりますが、15 社の意見を集めて、下の 3 つのテーマを採用することになりました。1 つ目が「法改正、パブコメへの対応」、こちらについてはフレッシュフィールズの大坂弁護士にまとめ役をやっていただくことになっています。「特許関連研究テーマ」については、恩田事務所の夏先生にまとめ役をやっていただきます。3 番目の「IIPPF 連携」については、ジェットロ上海のほうでまとめ役をやっていただきます。

各テーマの進め方ですが、法改正、パブコメ対応については、法改正について発生都度、関連情報をメンバーで共有していく。また、パブコメについては政府部門などからパブコメの募集があった際に、フレッシュフィールズ様に一旦内容をまとめていただいて、それに対してメンバーの中で検討していくこととなります。特許関連研究テーマについては、第 1 回の会合のあとメールベースでメンバーの皆様と意見集約をしており、今後の活動計画を現在固めております。IIPPF 連携対応については、先ほど久永グループ長からご説明がありましたが、昨年来上海 IPG でも IIPPF との連携を議論している枠組みがありますので、そちらと併せて進めていくことになっております。以上です。

○司会 ありがとうございます。続きまして、模倣品水際対策 WG の活動紹介を、グループリーダーの石川様にお願いします。

○石川 YKK の石川です。資料 7 をご覧ください。2009 年 9 月 3 日に、広州、黄埔の税関セミナーを開催しました。日系企業 18 社が参加して行われたのですが、水際 WG のセミナーとしては初となる、黄埔と広州の税関 2 カ所の合同セミナーとなっております。法規処の処長もしくは副処長が参加され、合計 100 名前後の参加者で、税関外の参加者も参加され盛大に開催されました。セミナーの際に、税関側からもこのような形で今後セミナーを行ったら良いのではないかというご意見もいただきましたので、今後ご意見を活かしていきたいらと思っております。

細かい内容については、資料をご覧ください。その次の日、9 月 4 日に黄埔税関並びに広州税関それぞれと意見交換会を開催しました。こちらでもいろいろなご意見を伺うことができましたので、今後そのご意見を活かしていきたいらと思っ

ております。内容については資料をご覧ください。

続いて上海税関のセミナー、こちらは 2009 年 9 月 15 日に開催されました。上海税関とは 2008 年度も 2 回セミナーを開催したこともあり、今回税関側からは昨年発表していない会社に対して是非発表してほしいという指定もあり、発表会社数が少なかったこともあり、今回初の試みで、業界ごとにどのような形で模倣品が流通しているかという、業界ごとの状況・取組みについて発表いたしました。業界ごとに発表することも良いかと思っております、今後の税関セミナーの新たな方策ということで展開していきたいと思っております。以上です。

○司会 ありがとうございます。活動報告はこれが最後となりますが、自動車・自動車部品 WG を中心に開催した江蘇省でのセミナー、これは刑事移送案件をメインのテーマとして開催されたものですが、そちらの報告を自動車・自動車部品 WG の加藤リーダーからご報告いただきたいと思います。

○加藤 本田中国の加藤です。9 月 7 日の午後に「知財保護検討会」を開催しました。当日午前中に上海ジェトロ、江蘇省知識産権局で締結された備忘録に基づいて、研究討論の一環という位置づけで開催されたものです。いまご紹介がありましたように、内容は刑事訴追をいかに強力に、あるいは円滑化してやってもらうかということが目的です。参加者は、中国側が江蘇省の知財関連の 7 機関合計 19 名、日本側は WG メンバー、上海ジェトロの皆様を中心とした 19 名で開催されました。

内容についてですが、今回 2 つのテーマに基づいて意見交換をしました。1 つ目が「不法経営金額の算定」、これは我々の意図としては、なるべくハードルを低くして、刑事移送を積極的にやってもらうという趣旨です。2 つ目が、情状がひどい場合も刑事移送ができるという司法解釈などの規定があつて、これについて再犯の頻度やラベルだけで刑事移送ができないかといったところの検討会をしました。総論としましてはなかなか慎重なコメントが多くて、法律あるいは司法解釈の内容にとどまるコメントが多かったのですが、中には、例えば TSB の方は中製品の価格をベースにして算定しますとか、検察のほうからは情状がひどい場合は中央へ司法解釈の改定を申請することができるといった前向きなコメントもありました。今日、午前中 WG を行いましたが、今後そういった前向きなコメントをベースにして、より江蘇省内で刑事移送が積極的になされるような方向で進めていきたいと思っております。以上です。

○司会 どうもありがとうございます。いろいろな活動がされており、特に今月は上海のみならず北京、広東の IPG も含めて活動が多くなっておりまして、参加される皆様には若干ご負担になっていることもあるかと思いますが、是非積極



的にご参加いただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、⑧「特許 WG の設置について」、幹事の林様からご報告いただきたいと思ひます。シャープ商貿の林のほうから説明します。

○林 資資料 9 をご覧ください。特許 WG の立上げ及び皆さんへの参加募集ということで、連絡いたします。参加会社としては、弊社を含めシャープ、オムロン、重機、電装の 4 社で 8 月 11 日に WG 立上げの申請がなされ、前回の上海 IPG の幹事会で承認されております。

活動の目的としては、中国の特許関連業務(意匠、実用新案を含む)の課題の共有と研究を行うということで取り組んでいます。参加条件としては、積極的に活動していただくということであり、テーマの提案をしていただくこと、またテーマについて主体的に行っていただくこと、会議への参加、積極的な情報公開等、皆さんに積極的に参加していただくという条件を設けております。皆さんも、関心のある方は関係会社にご連絡いただきたくお願ひします。

検討課題については、現在もいろいろ対応を行っていますが、下のほうに書かれているようなものです。また、それぞれ参加を希望される方はテーマに関して提案いただいて、随時検討することになっておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

○司会 ありがとうございます。続きまして、「江蘇省 TSB ブランド保護連携フォーラム」について、今年度の活動等の紹介を岩間様にお願ひします。

○岩間 カネボウの岩間でございます。資料に関しては、資料 10～12 です。

「江蘇省 TSB ブランド保護連携フォーラム」ですが、これは 2007 年に発足し、昨年は 5 月に開催しました。本年度の開催に関しては、現在、来年 1 月を目処に調整を進めております。日にちが確定次第ご連絡させていただきます。

その総会開催に併せて、同日、資料 10 にあります江蘇省との TSB 職員向けトレーニングの開催も計画しております。このトレーニングでは、江蘇省 TSB の発案により、日本、中国のみならず、欧米を初めとする諸外国の知的財産権保護の専門家を招き、各国の知財保護戦略や真贋品の捜査手法などについて講演いただきたいと思ひ、いま準備を進めております。決定次第メンバーの皆様にご連絡しますので、是非多くの企業様に参加していただくようお願ひいたします。

続きまして、「代理店活用応募状況」ですが、資料 11 をご覧ください。この 7 月に、メンバーの皆様には E メールでご案内させていただいて参加の呼びかけをしましたが、その結果、資料 11 にあります 16 社から参加表明をいただきまして、スタートしております。この活動に関しては、江蘇省 TSB からの発案で、これは模倣品対策における費用軽減という、昨今の情勢にも大変合致した画期的な取組

みであろうと思っております。本活動においても、すでにこの 16 社の中の数社が江蘇省 TSB に申立てを実施されております。この活動に関しては参加申込みの期限を設けておりませんので、まだまだ参加いただけます。興味のある会社様には是非積極的に参加いただければと思います。

最後ですが、「ブラックリスト・連絡担当者リスト」に関するご案内です。これは資料 12、これは裏にも印刷がありまして、それぞれ別紙 1、2、3 という 3 つの内容の別紙が付いております。昨年度に引き続き、資料 12 に書いてありますとおり、江蘇省 TSB への情報提供を実施していきたいと思っております。つきましては、当該資料と情報提供を、追って事務局よりメールでお送りしますので、是非積極的に情報提供をいただきたいと思っております。また、提供いただいた情報については、できれば今後江蘇省 TSB 以外のほかの当局にも提供したいと考えておりますので、各フォームに、他の当局への提供の可否を記載する欄を設けておりますので、そちらにもご記入をいただければと思います。以上です。

○司会 ありがとうございます。是非積極的にご参加いただきますよう、よろしく申し上げます。

続きまして、昨年、今年と開催した「BPA 貢献部門感謝式」、当局に感謝の意を表明する式典ですが、来年度に向けた開催の案についてグループ長の久永様よりご説明いただきたいと思っております。

○久永 資料 13 に基づいてご説明します。この「知的財産権保護貢献部門感謝式」、Best Practice Award(BPA)の開催案についてご説明するとともに、昨年、一昨年にはどのような内容で表彰が行われたか、イメージを持って頂くためにご説明します。

これまでは成果が出た案件を 2007 年で表彰し、2008 年は少し趣旨を変えて、良い成果を上げて頂いた当局に対する表彰を、それぞれ 10 件ずつ行いました。そして、更に 3 年目も継続することになりました。この継続については従来とやり方を一部変えている部分がありますので、その部分に焦点を当ててご説明致します。このアワードについては、従来上海 IPG の活動の総会等とは別に、分かれて実施しておりましたので、皆様にはどのような形で実施しているのか、表彰に直接参加される企業の方以外にはイメージを持って頂けなかったのではないかと思います。従って、それを反省して、今回は上海 IPG の全体会合の開催と合わせて、会合当日の晩餐会にて式典を行う形で、より多くの方に見て頂く、理解して頂くという形にしようと考えております。開催日時は、そこに書いていますように 2010 年 5 月 20 日 16 時半からとなっております。昨年までの状況を見ると表彰を希望される企業の方が限られるのですが、決してそのような企業の方ばかり

ではなくて、是非多くの企業の方からご応募頂きたいと思っています。

具体的にどのような良い効果があるのかを、2 頁目でご説明致します。ここには 2007 年と 2008 年の貢献部門の感謝式に関する成果の事例が紹介されていますが、まず選定された当局の自主的な摘発の増加という効果があります。2 番目として、選定された当局による刑事移送の促進、選定された当局の業務意欲が向上するという効果があります。更に、特に選定された当局とのコミュニケーションが非常に良くなるという効果があり、各メンバー企業の方が、当局とのコミュニケーションを良くしたり、あるいは成果を上げたいという場合には、是非 Best Practice Award に応募頂きたいと思います。

具体的にどのような効果があったのかという、各メンバーの方の声を聞いて頂きたいと思います。2007 年で 1 例をご紹介しますが、これは南京市での本田様の事例です。後半を読み上げますが、「開催後の 1 年間で 7 件と、大幅に摘発案件が前年度の 2 件に比べて増加しました。自動車及び自動車部品 WG の摘発強化の働きかけも行っていますので、複合的な効果だと思っています」。このように非常に定量的に良い成果が出ているという事例が 2007 年にありました。

次の頁ですが、いちばん上にあります 2008 年の事例をご紹介しますが、これは農薬 WG の事例です。当局から次のような感謝状が届いております。「今回の授賞式と式典への招待は非常に光栄なことである。今後とも積極的に知的財産権保護に取り組みたい。」このような感謝状を頂いております。従って、単に表彰ということでアピールできるばかりではなく、当局からも積極的な活動、あるいは当局とのコミュニケーションが良くなるという効果がありますので、是非ご参加頂きたいと思います。詳細は、また煮詰まりましたら事務局のジェットロさんからご連絡があると思いますので、是非ご応募頂きたいと思います。

○司会 ありがとうございます。来年度になると思いますが、また式典を開催する予定ですので、案件、当局のご応募、式典へのご参加をよろしく願います。

続きまして、⑪「知的財産関連法の勉強会」について、松島様からご報告いただきたいと思います。

○松島 コニカミノルタ中国の松島でございます。資料 14 をご覧ください。

「中国知的財産関連法勉強会」は、本年度第 2 回目で、明日、国貿中心で開催されます。今回は中国商標の出願からエンフォースメントまで、かなりブロードな範囲でガイダンス的に上海恩田商標代理有限公司のシャ様から解説していただくということです。言語が中国語になっていますので、中国人スタッフの方が中心になるかと思いますが、わかる方は誰でも結構ということになっております。

今回締切日がもう過ぎておりますので、OKかどうかは事務局に確認していただきたいのですが、いつも IPG 会合の前後に開催されますので、次回は是非ご参加いただければと思います。以上です。

○司会 ありがとうございます。続きまして、展示会調査について山田様からご報告いただきたいと思います。

○山田 シャチハタ中国の山田です。資料 15 をご覧ください。前回の IPG 総会 のときもご案内しておりますが、14 の展示会、そのうちすでに 1 番の文具業界、文化用品交易会は終わっておりますが、いまのところ各展示会での申込企業の状況はそういう形になっております。これはまだ現在途中の状況ですので、一応原則として 1 業界 10 社程度ということでしたが、引き続きご希望の企業の方は申込みをお願いしたいと思います。もう締切りでしょうか。すみません、私の確認不足でした。一応これで最終の段階ということですので、ご認識いただければと思います。

○司会 ありがとうございます。この展示会調査も 4 年目になりますでしょうか。毎年良い成果が出ておりますので、各展示会の模倣品調査が終了した時点で、その成果をこの会合の場でご紹介したいと思います。

それでは、第 1 部「各種承認・連絡事項」のアジェンダに記載されているものは以上ですが、いくつか補足でご説明します。主に資料になりますが、資料 16 として「上海専利技術展示交易週間」の日本語版、中国語版の資料が入っております。これは今年 3 回目になりますが、上海で行われている特許技術の展示交易会になります。お配りした資料は、その展示会においてブースを出して、各企業がお持ちのハイテク等の技術をご紹介いただくようなブースの出展の募集の資料になっております。もしご興味がおありの企業様がいらっしゃいましたら、そちらの資料に書いてあります主催者に直接ご連絡いただければと思います。よろしくお願ひします。

資料 17 については、前回第 41 回全体会合でアンケートを実施しましたが、そのアンケートにいろいろ質問をいただいたものに対する回答です。こちらもご参照いただければと思います。その他資料 18、また別途冊子で昨年度実施した調査の報告書を付けておりますので、こちらもご参照いただければと思います。よろしくお願ひします。

それでは、「各種承認・連絡事項」の最後ですが、上海 IPG の事務局を務めております私どもジェトロ上海センターの副所長の花田ですが、これまでいろいろな IPG の会合で司会等を務めたり、一緒に活動してきましたが、残念ながら帰任が決まりました。全体会合への参加はこれで最後となりますので、若干お時間を

いただいて簡単にご挨拶させていただきたいと思います。

○花田 ジェトロ上海センターの花田でございます。私はこの3年1カ月の間、上海センター次長として知財部門を担当させていただきましたが、このたび10月2日に帰任することになりました。これまでも上海万博関係の仕事も担当してまいりましたが、今回東京本部の上海万博日本館を所管している部署に異動することになりました。帰任と申しましてもこちらにはしょっちゅう出張ベースで参りますし、来年5月から10月まで開催される上海万博の日本館の事務局に常駐することになりますので、また皆様にはお目にかかれるチャンスがあると思います。

後任ですが、今月25日に安藤という者が着任する予定になっていますが、今回はまだ来ておりませんので、次回の会合でご挨拶をさせていただきます。

振り返って、この3年1カ月の間、IPGの活動の幅も非常に広がりましたし、深くもなりました。私自身、わくわくするような活動にいろいろと参加することができましたこと、大変ありがたく思っております。これも偏に皆様のご支援、ご協力の賜でございます。本当にどうもありがとうございました。これからますますIPGの活動は活発化していくものと思いますので、私も東京から応援させていただきたいと思います。皆様のご協力、ご支援に心から感謝をしたいと思います。本当にありがとうございました。

○司会 以上で、第1部「各種承認・連絡事項」は終わります。幹事の皆様、お席にお戻りください。

引き続き、第2部の講演会に移ります。本日は4つのテーマで講師をお願いして、4つの講演を予定しております。

## 【講演①】

日中政府間での知財保護に関する覚書を踏まえた今後の中国における模倣品対策

日本国駐上海総領事館領事 垣見直彦

皆さん、こんにちは。私は在上海日本国総領事館で知財担当官ということになっておりますが、領事を務めております垣見でございます。

(テープ交換)

日本政府と中国政府とが新たな覚書を結んだということで、こういったものを使って、私どもを利用していただいて模倣品対策を進めていただける面もあるのではないかとということで、今回お話をさせていただきます。詳しい覚書の内容につきましてはジェットロから既に配付しておりますが、経済産業省のホームページにも出ているものですので、見られている方も多いかと思います。

覚書は2つございます。1つは、経済産業省と商務部（中国の経済産業省のようなところ）で年に1回ワーキンググループ(WG)をやって、日中双方の知財関連部門が幅広く参加して、いろいろなことを議論しましょうというものです。

ポイントとしては、商務部がいろいろな部門の人を連れてきて、経済産業省側もいろいろな部門の人を連れてきて、日中双方でいろいろなことを議論しましょうということで、権利も幅広く議論ができるということです。

2つ目は、8月24日に結ばれたものです。経済産業省と中国の国家工商行政管理局とが覚書を結んだということです。具体的には模倣品の取締り、不正競争の防止、インターネット関連の知財保護等の分野において協議及び共同研究、人材育成、情報互換を実施しようというものです。特に私どもとして、模倣品対策として使えるのではないかと期待しているのが、商標権侵害に関する執行に係る案件についての情報提供及び照会です。事務レベル、これはおそらく課長級ということだと思いますが、そのWGを年に1回ぐらいずつやっっていこうということです。

工商局は、商標の取締り、あるいは不正競争防止法なども所管しておられるということで、知財については相当程度幅広くおやりになっている役所ではないかと思えます。特にここで下のほうに書いてある2.の情報提供及び照会というところがございます。皆さんはAICといわれる工商局とかTSBといわれる質量局をお使いになっている方が多いと思いますが、今回はAICに関して、特に執行に関していろいろと問題があった場合には、こういったルートで権利者の方から経済産業省に情報提供していただいて、国家工商局から地方工商局に働きかけをする、こういう大きな枠組みになっております。

この 2 つの WG の違いというのは何なのだろうかということで簡単に申し上げますと、知財 WG というのはいろいろな部門の人が幅広く参加するものです。もう 1 つの WG は、いわゆる工商局と商標あるいは不正競争防止法に関する細かい議論をしようという場です。

さて、総領事館をはじめとする在外公館、つまり私どもは何をやっているかと言うと、これは知財に限らないのですが、管轄域内の相手国政府の機関がいろいろと不適當な執行をしようとしたときに、日本国政府として、内政干渉に当たらない範囲で、口頭での申入れとか文書での申入れを行っております。私どものところに来る案件で多いのは 2 つございまして、1 つは立ち退き、これは上海では特に多いわけですが、その際の価格の算定や手続。もう 1 つは税金です。関税を多く取られそうになるおそれがあるといった場合に、これまでのルールと大きく変わったのではないとか、聞いている話と違うとか、そのようなケースが多いのです。

知財についてはそれほど案件がございまして、私が知る限りにおいては、江蘇省の工商行政管理局、あとは知識産権局に申し入れをしたという事案がございまして。トルコや香港等さまざまな国ベースでは結構いろいろあるわけですが、中国国内では、まだあまりないと理解しております。

私がいま上海にいるということで、地方保護主義ということを中心に申し上げますが、一義的には権利者の方がしっかりと模倣品対策をやるというのは重要でございます。積極的に調査機関を使ってしっかりと取締りをしていただいて、多くの場合は、情報が提供されれば取締りは行われているのではないかと私は認識しております。違う場合は教えていただきたいのですが、多くの場合は取り締まられていると思います。

模倣品対策で日本政府は何ができるかと言うと、まず、模倣品被害に遭っている権利者のニーズを踏まえて知財制度の改善を要請すること。これは主に中央の政府、日本政府のほうで中国の中央政府とやっていくことです。

次に、模倣品被害に遭っている権利者のニーズを踏まえた知財制度に関する執行の改善要請、これが私ども領事館の大きな仕事であると考えています。あとは企業への情報提供。ジェットロがこの場でいろいろとおやりになっていただいている事業が 1 つそれに当たるのかなと思っております。

今回枠組みが出来たということもあり、今後どういうことが考えられるのかということも少し考えてみたわけですが。経済産業省とも相談して、こういったものを作らせていただいております。具体的な場合として、ここで工商局と限定しておりますが、市とか県レベルの工商局で不適切な執行が行われる、ある

いは執行がされないということも含めて、執行が不適切な場合に、1 つは、経済産業省の模倣品室に相談をしていただく。もちろん私どもでも可能ですけれども、相談されたケースごとに、どういったことが可能かを検討して、それを実施するわけです。1 つは在外公館から、管轄が広州であれば、広州にも総領事館がございいますので、そういったところから市や県の工商行政管理局あるいは省の工商行政管理局に改善を要請する。そして、改善が見られない場合には、覚書に従って国家レベルに上げますよということを示唆します。

「行政再議」というのは、行政側の手続きが不相当だという場合に再議ができるケースもあって、この場合には権利者の方にも手続きをしていただきます。経済産業省から国家工商行政管理总局に情報提供や照会を行い、適切な執行を求めます。

私どもの経験上申し上げますと、特に立ち退きなどのケースですと、意外に市とか県のところでは、かなり相手方が強力にやってくる場合でも、上に上げるといふ話をすると、あまり上に上げられるとまた面倒なので、ここは折り合いをつけましょう、というふうになるケースも結構あるように感じております。逆に税金などですと、向こうも相当の覚悟をしてやっている場合もありますから、これは中央でやりましょうということになって、中央でやるというケースも結構あります。これはおそらく、税金のほうで中央集権化がより進んでいてということなのだと思います。工商局がどうなのかというのはケース・バイ・ケースだと思いますが、こういった方法でやっていくというのが1 つあり得るのではないかと思います。

商標権侵害以外についても商務部の枠組みが今回出来ました。具体的なものを紹介することはできないわけですが、知財保護に関する制度整備ですとか、執行・運用面に関する議論を行う際の具体的な事例として実質的な改善を求めていけばいいのではないかと考えています。

具体的な枠組みはこういう感じではないかと思っております。権利者の方が経済産業省に相談していただく。もちろん総領事館に来ていただいても構いませんが。経済産業省は、国家のところでやる。私どもは市や県あるいは省等でやる、こういうことです。

権利者の方は何をやる必要があるのだろうかという、少なくとも、私どもが何か文書を出すとか口頭で申し入れる場合には、一体何が問題なのかというのが分からないと申入れの仕様がなと思いますので、例えば模倣品に関して言えば、権利関係あるいは執行制度の不備に関する具体的な内容、これまでどういったところと、当局と折衝されたかということ。利用できるかどうか疑問がある場



合も、是非模倣品窓口、あるいは私どものところに相談に来ていただくことも可能です。実際に総領事館におりますと、「これは、まず現地の弁護士さんとよく相談してから来てください」という案件も当然多く来るわけですが、そうでない場合もありますので、そういった場合には相談していただくということもあるだろうと思っております。

想定される事例ということで少し書かせていただきましたが、工商行政管理局に情報を提供しても取締りが全然行われないう場合、そういう場合が今あるかどうか分かりませんが、あるとした場合にどうしたらいいかということで、権利者の方か代理人が、当局にそういった情報を提供しているにもかかわらず取締りが行われないう場合には、例えば、私どもから改善要請を行う。それがなされない場合は、中央レベルで情報提供、照会を行うということかなと思います。あるいは、当局は取締りを行うが、処罰が不適切で、再犯が繰り返されている。これはありがちなケースではないかと思っておりますが、こういうものは、例えば中央レベルで再犯の事例として詳細を取り上げて制度の具体的な改善を要請する。あるいは執行の改善を求めて中央レベルで働きかけを行うということです。

例えばこの 1. の場合、再犯のケースを皆さんにいろいろと持ってきていただいて、役所が働きかけをして制度が変わるとというのがいちばんきれいなパターンなのですが、なかなかすぐにはそういうことにはならないだろうと思います。他方、そういった申入れがあったケースについては「しょうがないな。これについては何とかしてやろう」というケースもあるのではないかと思っております。例えば A 社が何度もひどい目に遭っているという場合に、その模倣品業者は A 社のものだけを作っているのではなくて、実際には B 社とか C 社のも作っているわけですが、A 社については、国からもいろいろ言われるし、ハイレベルに上がっても面倒だということで、A 社はとにかくやめろという指導を現場レベルでされて、結果的に A 社のものは出なくなる、そういうことも起こり得るのではないかと私は考えております。いずれにしても、こういった枠組みというのは別にお金がそこですごく発生するとかということでもないのです、是非利活用していただければいいのではないかと思っております。駆け足でしたけれども、私が申し上げたいことは以上です。

最後に、参考資料の 4 枚目に平成 21 年度予算の資料がございます。皆さんは、国の予算がどうなっているのかというのは直接的には関係・関心がないかとも思うのですが、模倣品に関しましては非常に重要だ、ということになっておりまして、予算の資料の 1 頁に、重点項目 2 ということで「知的財産権制度の国際調和の促進と模倣品侵害対策の強化」が掲げられております。いま厳しい経済情勢の

中で予算を増やしておりますが、これが政府としても引き続き取組みを強化していくということの表れかなと感じているところです。

< 質疑応答 >

○司会 1つ2つ質問をお受けしたいと思いますので、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

○加藤（ホンダ中国） 大変心強い、頼もしい説明をありがとうございました。私どもは北京にいますが、北京で特に中央政府に対しては北京ジェトロのお世話になって必要な陳情をいたします。また、弊社の場合はないのですが、大使館のほうで対応いただくというルートもあるようなのですが、今日のお話を伺いまして、垣見さんのところの領事館に対してご相談して、それによって北京の中央政府などへのロビーイングもできるという理解でよろしいのでしょうか。

○垣見 このお話の具体的な内容がいま一つ分からないのですが、私どもが直接北京に行くということはないのです。基本的に私どもが相手にしているのは、上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、そういった所の管内の政府が対象となります。北京にということであれば、大使館かジェトロあるいは中央政府、この3つになります。

話は若干迂遠になるのですが、私どものほうから本省の経済産業省や外務省に報告をして、本省からジェトロなり北京大使館にというルートもございますので、そういったことをおやりになっている企業もあることはあります。しかし、それをやるぐらいだったら本省でやったほうが話が早いのではないかと。そういうケースが私どものところに来る限りでは多いのです。

○加藤 今日大使館の方はいらっしゃらないと思いますが、私どもの理解では、今までは北京の大使館の方に相談しても、企業の個別の案件は基本的にはジェトロ北京でやっていただくので、そちらのほうにという意見が多かったのです。しかし、今日紹介していただいた2つの日中政府間の覚書によって、いまのお話のように、北京なり中央政府の事例については今後北京の大使館にご相談できるという形に変わっていくと理解してよろしいのでしょうか。

○垣見 北京につきましては、いま若干特殊な状況になっていまして、実は、模倣品でなければ大使館でやる。ただ、模倣品については経済産業省特許庁からの出向者がジェトロ北京におりまして、そこが代表機能するというようにしております。そういう意味で、いま模倣品、知財関係については、ある意味で特別な取扱いをしているのです。例えば、先ほど申し上げた税金の話などですと、実は北京ジェトロに行かずに大使館からやっています。ただ、特許については特許の専

門家が特許庁から来ていますので、これについては、大使館でやるよりも合理的だろうということで、ジェットロでやっているのです。ただ、ジェットロでもどうしてもできないということであれば、大使館でやらないということではないと思います。ただ、その場合は、おそらく本省から、経済産業省のほうから大使館に、これは是非やってくれ、なぜならこういう理由があるからと。そういうことがあって初めてということですので、一般的な件はジェットロで十分だと、いまは判断しております。

○加藤 ありがとうございます。

○小島(TOTO) 私は日本から来て、これは本来日本で言うことかとも思ったのですが、是非中国のほうから発信していただきたいということがございまして述べさせていただきます。

予算についての資料の重点項目 1 に「世界最高水準の特許審査の実現」というのがあると思います。この下のほうにシステムの最適化があり、これは特許庁のほうでかなり躍起になってやっていることだと思うのです。基本はオープンなスタイルで情報をとという発信になっているかと思うのですが、行きすぎた情報の発信というものが中国の側から見たときに模倣の参考になる、あるいは、そういったところの呼び水になるのではないかという懸念が多少あるかと思うのです。私も日本本国のほうから見てしまうと、ここはオープンという話が多数を占めると思うのですが、是非中国側から、模倣の温床あるいはその呼び水になるような情報発信というところがあるのであれば声を大きくしていただいて、一定のブレーキをとるところを是非ご指摘いただければと思います。お願いというレベルなのですが、よろしく願いしたいと思います。

○垣見 特許の議論というのは、秘密特許とか、いろいろとあるわけですが、基本的に、特許というのは公開して、それを公開する代わりに独占権が付与される。こういう考え方のもとに成り立っているものですから、公開しないというのは、よほど特殊な場合に限定されるのではないかというのが今の基本的な考え方だと思います。そういったご懸念があるというのはもちろん承知しておりますし、企業の中には、そういった懸念があることを踏まえて、むしろ特許を取る必要がないものは取らないという選択をされているところも最近は出てきていると聞いております。議論としてはあるのですが、なかなか難しいところもあるということも、制度上の問題として是非ご理解いただければと思います。

○司会 これで講演①は終わりにしたいと思います。垣見領事、どうもありがとうございました。



## 【講演②】

意匠に関する第3次特許法改正と実務への影響（紛争事例を踏まえて）

フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所 大坂彰吾

ただいまご紹介にあずかりました、フレッシュフィールズの上海オフィスに所属しております弁護士の大坂と申します。皆さんご承知のとおり、中国の特許法が改正されて間もなく施行ということで、今回は、意匠を中心に改正のポイントについてご説明を差し上げたいと思っております。

こちらは概要です。基本的には間もなく施行予定ということで皆様もいろいろと研究されていると思うのですが、この法律の改正に伴って細則も改正されようとしております。それがこの3つ目のポイントになるのです。何度か実施条例の改正案というのが出ております。最新ですと、おそらく6月9日のものだと思います。これについて、発表はされているのですが、まだ正式版という形ではないと理解しております。また、人民法院のほうも司法解釈の案を出しております。基本的に、今回の特許法の改正についてはこの3点をベースにこれから施行がなされていくのであろうということで、この内容について説明をさせていただきたいと思っております。

非常に基本的なところからお話をさせていただいて恐縮なのですが、中国の特許法というのは、日本の特許法と異なって範囲が広がっています。最初の2条1項でも、発明、実用新案、意匠というのが全部含まれておりまして、今回はその中の意匠というところだけをピックアップして説明いたします。

「意匠」についての定義というのは、この2条4項に書いてあるとおりなのですが、基本的には皆さんのご理解のとおり在意匠ということで、工業的なデザインを保護する権利ということになっております。今回の改正では全く変更はございません。以前は実施細則にあったものが法律に格上げになったということで、実質的な内容は変わっておりません。

これが本日説明する全体像ということで書かせていただきました。大きく分けて3つのステージに分けてポイントを説明させていただきます。1つ目が権利の取得のところ、いろいろな要件について変更がございます。2点目が権利の保護の段階。権利侵害がどういうときに発生するのかという点で、いくつか大きな変更がございます。3点目が侵害訴訟の場面ということで、こちらは少し専門的というか技術的な変更なのですが、おそらく今後意匠に関する侵害訴訟というものを行っていく際に、いままでと違うところがございますので、説明をさせていただきたいと思っております。

最初は権利の取得のところですか。簡単な事例を1つ挙げて、その事例をベースに、今回どういう変更があったかというところを説明させていただきたいと思います。外国法人のXが類似模倣品対策として、1つの意匠だけではなくて類似する意匠についても出願したいということで、こういうことができるのかどうかというところですか。まず、特に類似に限らず、そもそも権利取得の要件として特許法が規定している要件に変更がございます。これは何度もいろいろな場合、発明特許でも同じく言われているところですが、今回「絶対的新規性」という要件に法律が変わりました。今まではどうだったかというと、現行法23条で、ポイントの2つ目にあるように、国外で公に使用されているものはまだ新規のままという扱いをされておりました。ところが今回は、国外で公開使用するものも新規性を失うということで「絶対的新規性」に変更がなされたと言われております。

このポイントとして、中国政府が今回の改正で何を狙っているかというと、全体の流れとして、法律で保護する権利をできるだけ質の高いものにしていこう。特に意匠については、審査が実質的になされないまま登録できるという制度を中国が採っているものですから、例えばほかの会社の既に知られている商標を使った意匠を登録したりとかという、ほかの権利との衝突なども非常に頻繁に起こっているということで、権利をできるだけ、いままでよりも間口を狭くして質を高めていこうと考えているようです。その一環として、今回新規性の要件をより厳しくしたとご理解いただければと思います。

ポイントの2つ目です。ここも改正法で新しく追加された制度ですが、創作非容易性というところと、平面印刷物というところが変更になっています。

1つ目のポイントは、創作非容易性、「従来の意匠の組合せに比べて明らかな相違がある」という要件が追加されました。これによって、中国で意匠登録する際に、よりそのハードルが高くなったということになっております。

2つ目は平面印刷の図案。色彩の組合せによって作成され、主に表示を機能する設計については特許を付与しないということで、例えば瓶のラベルとか、包装袋のようなものの意匠特許は基本的に認めない方向で考えているようです。この背景としては、最後に書いてあるように、そういう意匠登録が非常に多く、ほかの商標や著作権等ほかのものとのトラブル（衝突）が頻発したということで、意匠としての保護の範囲を狭くしようと考えているようです。

今回スライドには書いてないのですが、実際に意匠権を出願して登録する際の審査項目も、現在の実施条例案では変更がなされています。例えば平面印刷物の問題、あとは類似商標など、明らかに平面印刷であるとか、明らかに新規性がないとかというものは登録できないような形に変更されております。中国政府の説

明としては、決して日本のような実質審査を行う趣旨ではないということではあるのですが、登録する際に、ある程度当局が絞りをかけようと考えているようですので、今後気をつけるべきだと考えております。

やっと本題に來ました。先ほどお話した事例のポイントとなる、同じ出願者が複数の意匠を権利として登録できるのかというところで今回大きな改正がありました。それがこの「類似意匠の出願」というところです。このように、同じ製品に2つ以上の類似する意匠を出願できる。ただ、条件がありまして、現在の実施条例案では意匠を10点までは出願できる、10点を超えた場合はできないという形になっております。趣旨としては、できるだけ意匠の保護範囲というものを明確にするために、模倣品対策などの面もあると思うのです。似た意匠は登録できなかったというのが現行法の建付けだったのですが、今回10点まで登録できるということで、より広範囲に権利者に対して保護を与えるという趣旨です。

最後のポイントのところには基本意匠を指定するということが書いてありますが、出願の際に、どれが基本の意匠で、その他9点10点が類似だというような説明をする必要があるというところも気をつけていただきたいと思います。

最後、ここは手続的などころではあるのですが、出願の際に意匠の簡単な説明を出さなければいけなくなりました。ポイントとしては3点目にあるように、「意匠特許権の保護範囲の解釈に用いる」と法律が述べていまして、簡単な説明を、出願させることによって意匠の保護範囲をより明確にしていこうという趣旨だとされております。

「権利の取得」のところのまとめとしては、現在は類似意匠の登録制度はないのですが、今回は同一の意匠についてより多く、10点まで意匠特許を取得できるということになっております。ただし、同じ申請人が同じ日にする必要があるので、この点は注意が必要です。あとは、最初に少し説明させていただいた新規性とか創作非容易性、平面印刷物、その辺を基準に今回変更がございしますので、意匠の出願の際には注意を要します。

続きまして「保護範囲」のところでは、こちらでも事例を用意して、どういう場合に意匠権を保護できるのか、何をされたら意匠侵害だと主張できるのかというところです。日系企業のA社が商品Pについて意匠特許権をもう取得しているということを前提にお話をさせていただきます。

1つ目は、展示会である中国企業がコピー商品を陳列しているという場合に、それは意匠権侵害に当たるかどうか。2つ目は、別の会社が日本で正規に購入した商品を輸入した。もちろんこのCというのは日系企業の正規の中国での代理店ではないのですが、その輸入行為は意匠権侵害になるのかどうかというところで

す。3 つ目は、コピー商品をこちらで購入して使っているという場合に、使っていること自体は意匠権侵害になるのかどうかというところです。

1 つずつ順番にいきたいと思いますが、今回の改正法で意匠についてその保護範囲が大きく変更した点が「販売の申し出の追加」というところです。販売の申し出というのは、現行法で意匠については規定がなかったところで、今回追加されたのです。何を意味するか、3 行目に定義を書かせていただきました。「広告、商店での陳列、展示会での展示などの方式によって商品販売の意思表示を行うこと」となっております。なのでジェトロを通じて展示会等の取締りを行っていらっしゃる会社も多いかと思うのですが、実際にまだ販売していない、販売しようとしている段階も権利侵害に当たっております。

この改正によるメリットとして、意匠権者としては、勝手に広告を出したり、商品を陳列する、あとはカタログに載せる。それだけで意匠権侵害になりますので、それを基に、例えば裁判所で止めてもらう、あとは当局に取締りを依頼するということができるようになりました。ということで矢印のところですが、販売前のところで権利行使ができるようになるというところ。あとは、実際に侵害を主張する際の立証として、このコピー商品を売ったというところまでは立証する必要がなくて、そもそも、売ろうとした、陳列した、カタログに載せた。その段階で既に侵害が成立してしまうということになります。

ただ 1 つご注意いただきたいのは、今回の改正で「使用」は入っておりません。なので、意匠特許権を侵害する商品を買った購入者が自分で使用しているところは侵害とは言えない。そこは現行法と変わってはおりませんので、今後さらに中国当局に主張していくべきところではないかと考えております。

もう 1 つ大きな改正点としては、並行輸入が許容されたというところです。改正法の 69 条になるのですが、特許方法によって直接得られた製品について、特許権者又は許可を得た法人／個人が販売した後それを輸入することは特許侵害とはみなさない、今回の規定でそう明記されました。現行法は「使用・販売の申し出、販売」までだったのですが、今回「輸入」は特許権侵害ではないということを確認したのです。これまでも一応議論はあったのですが、法律では明確ではなかったところが、特許権侵害ではないという形で明確になっております。今後企業の皆様の権利保護の観点で、意匠を通じた輸入による侵害行為を基本的に特許権では止められないということをご理解をいただきたい。なので、また別の方策を取る必要があるのかなと考えております。

冒頭に説明した事例としては、最初の「販売の申し出」。売ろうとしている、展示会で展示しているというものについては、その時点で侵害だということにな



りました。2 つ目の「輸入」について、並行輸入というのは今回の改正法で許容されてしまいましたので、意匠特許権の侵害にはならないというところで注意が必要です。また最後、コピー商品を使用しているだけであれば、現行法、改正法ともに意匠特許権の侵害とはなりませんので、それは今後の課題で、現行法ではまだ方法がないというところをご理解いただきたいと思います。

最後は少し技術的なことなのですが、意匠特許権の侵害訴訟の手続き的なところや立証の問題について、今回の改正法で大きな改正がなされておりますので説明したいと思います。事例ということで、説明のところとは関連しないのですが、最近中国で報道されている有名な意匠侵害の例として、ドイツのバス会社が訴訟を提起した意匠権侵害訴訟で 2,000 万元という、かなり大きな額の損害賠償が認められました。これはまだ上訴審に行っているようなので結論ではないのですが、そういう案件が 1 つありました。

2 つ目が、フィアットという車会社が請求した意匠権侵害請求が認められなかったという報道がありました。下の写真は、上の段が原告側（権利を主張した側）、下の段が中国企業が造ったものです。

この事例をご参考までにとということで、実際の改正法の内容について少し説明させていただきたいのですが、若干複雑です。まずは現行法の問題点から説明させていただきます。今回、公知意匠の抗弁というのが改正法によって認められるようになりました。これはもちろん現行法で不都合があるから改正法で導入された制度なのです。現行法でどういう問題があるのかというところを、まずこのスライドで説明いたします。

中国の意匠特許権について実際に紛争になった場合、管轄が 2 つに分かれております。1 つ目が民事訴訟。基本的に日本の裁判所に当たるところで損害賠償、差止め、謝罪広告等々を主張していくもので、ここはたぶん日本の皆様もわりとすんなり理解できると思うのです。他方、特許権の有効性自体の判断は、裁判所、人民法院ではなくて、特許覆審委員会という知識産権局の管轄にあるということになっています。これは無効審判といわれるところですが、ここで判断をすることになっています。そういうことで、典型的な意匠権侵害の紛争については 2 つの組織が別々に判断することになっています。

この 2 つの関係がどうなっているかというところが 3 つ目のポイントです。例えば日本の会社が民事訴訟を提起するといった場合に、被告の中国会社が、そもそも日本の会社が主張している意匠特許権そのものが有効ではないという主張をした場合、先ほど説明した意味ですと、特許覆審委員会に無効審判を請求するという形になるのです。しかし、こうなった場合、人民法院に提起した訴訟が中止

となる場合があるというのが最高人民法院の規定に 1 つ入っております。これを細かく説明すると、いろいろな段階があるのですが、いちばん典型的な場合として、例えば訴えを提起した後の被告側の答弁期間内に被告側が無効審判を請求するという場合では、原則として訴訟は中止しなければならない、とこの規定の中に明記されています。そういうわけで、基本的に侵害を止めたいと思っている権利者側からすると、無効審判が終わるまでは訴訟を中止したままになりますので、権利保護の迅速性を阻害するという問題点が指摘されていた、これが現行法による問題点です。

今回改正法でどこが変わったかと申しますと、公知意匠の抗弁ということですが、62 条がその規定になるわけですが、ここでは侵害被疑者が、実施した意匠が従来意匠であることを証明できる場合、当該実施行為は特許権侵害に該当しないと。文面だけ見ると何のことを言っているのかわからないのですが、基本的には先ほどのスライドで説明した、現行法上の問題点を解消するための制度と言われております。どういうことかという、無効請求として覆審委員会に無効審判請求をする必要はなく、直接裁判所が侵害に値しないということを認定できるという形になっております。というわけで、訴訟の手続きをなるべく迅速にしよう、趣旨としてはそうなっているのです。これが公知意匠の抗弁というところですが、この点について 1 つ積残しの問題となっているところがあります。それが次のスライドです。これはさらに細かくなりますので、頭の片隅に置いていただける程度でよろしいかと思っております。

実際に公知意匠の抗弁を主張できる場合というのが最初のポイントに書いてある下線の部分です。「実施した意匠が従来意匠であることを証明できる場合」こうなっているのですが、では具体的にそれはどういう場合なのかということについて、実は現在、実施条例案と司法解釈案で表現が少し異なっている。上のほうが実施条例案で、意匠上の特徴が同一、もしくは違うけれども、置き換えが可能な場合と言っているのですが、司法解釈案は、特にそこは意匠上の特徴とかとは言わずに、「従来製品の意匠と同一又は類似」となっております。いずれもまだ公布・施行されていない案の段階ですので、今後すり合わせが行われるかもしれないのですが、まだ少しずれがありますので、これからどうなるか、注意が必要だと思っております。

侵害訴訟の 2 つ目の大きな改正点としては、特許権評価報告というものが立証手段として用いられるということが法律で規定されております。これは 2 つ目のポイントをご覧いただきたいのですが、現行法では、実用新案に限って検索報告という制度が規定されておりました。この制度を実用新案だけではなくて意匠にも

拡大したというのが今回の改正法の制度になります。さらに、検索だけではなくて、権利の有効性の判断にまで踏み込んで報告できるという形で、中身も充実したものになっています。ポイントの1つ目は意匠に関する侵害紛争で、人民法院または管理部門が意匠について行政部門が検索・分析・評価したという報告書を出すように要求し、これを証拠にできるということになっています。細かい点は除くにしても、下から2つ目のポイントにあるように、基本的に今回の評価報告は人民法院が要求するもので、これがないと侵害訴訟を提起できないというわけではありません。ここが1つのポイントになると思います。

(テープB面)

……やるということになるのですが、そういう形にはなっていないくて、非常に不合理な、かなり言いがかりに近いような訴訟を防止する。そういう効果は期待できないと思いますが、人民法院がそれを要求できることになっています。基本的に裁判所がこういう制度を使うときには、おそらく、かなり評価報告というものを裁判所が重視する可能性が高いと私は理解しております。なので、特許評価報告が裁判所に要求された場合は、実際に意見陳述等の機会を使って、評価報告において、権利者側というか紛争当事者側としては、できるだけ自分に有利な主張を展開する必要があると思います。

その点について、いちばん下の実施条例案ではこのように書かれております。特許行政部門から、評価報告は2カ月以内という時期が定められております。かつ、特許権者及び利害関係者の意見を聴取できるとなっております。意見を聴取するかどうかというところは、あくまでも特許行政部門の裁量ということにはなっておりますが、できるだけその意見を陳述していく。積極的に関わって、評価報告の中身についてもできるだけ権利を主張していくことが今後は重要になってくる可能性がある、そういうことをご理解いただければと思います。

最後のポイントになりますが、法定賠償額が増額されております。法定賠償額というのはどういう制度かというのと、算定困難な場合に、裁判所がその裁量で決定できる賠償金額です。これは現行法も改正法も変わらないのですが、基本的には、実際に被った損失が損害賠償の賠償額になる。それが算定できない場合には、侵害者が得た利益を賠償額にする。それも算定できない場合には、特許使用許諾料というものをベースにして算定しよう、制度上はそういうことになっています。さらに、それでも算定が難しいという場合に、特許法では、裁判所がこの範囲内で裁量によって賠償金額を算定できるという制度になっています。違いは額だけです。改正法は1万元から100万元。これまでは5,000元から30万元で、今回金額が大幅に増額になっています。基本的には当局も特許権侵害というのを非常

に重視しているということで、権利者としては非常に喜ばしいことではあるのですが、まだまだ額が小さいのではないかという議論もあります。この辺は今後、次回の改正に向けてかもしれませんが、権利者の保護を重視するような改正を主張していくことも考えられるかと思えます。

少し駆け足になってしまいましたが、私からの発表は以上になります。

#### <質疑応答>

○司会 ありがとうございます。ご質問をお受けしたいと思えます。ご質問のある方は挙手をお願いします。

○竹市（トヨタ） 施行が近づいているのですが、この前、別の機会にお伺いしたら、別の先生からのお話ですが、まだ未確定だという回答だったのです。適用範囲というのですか、経過規定というのですか。今回のような権利付与要件は改正後の出願のみに適用されるのではないかと思うのですが、その辺は何か明確になっているのでしょうか。

○大坂 私も現時点ではそこまで調べてはいないのですが、おそらく何かあると思えますので、お調べして、ご連絡したいと思えます。

○松島（コニカミノルタ） 私の質問は並行輸入のことなのです。私どもの業界で頭を悩ませているのはリサイクル品なのです。それに対して、今回の並行輸入がそれにどういう形で影響するのかということが気になっています。できれば立法の趣旨、当局は何を意図してこういうものを入れたのかというところをリサイクル絡みでお伺いしたいのです。例えば、私どもが日本で作ったトナー・カートリッジに物を詰めて輸入したときに、中国で権利を取ったら、それはもう消えてしまうのか。製品の定義にもよるかと思うのですが。

○大坂 並行輸入を許容するということで、いろいろな所で言われていること、これは並行輸入を許容する立場の人からの主張ですが、1つは、内外の価格差が縮まっていいのではないかというところを言っております。あとは、理論的には消尽理論で、既に一旦販売された時点で、販売という行為によって特許権によって得るべき利益は得ているという解釈のもとに、今回の並行輸入は許容していいのではないかという判断をしているという議論を私はどこかで見たことがあるのです。そういうベースで言うと、リサイクルというのは、一旦使用したというところで権利を既の実現したという解釈も可能なのかなと恐れてはいます。ただ、そこは議論の余地があると思えます。

○小林（タニタ） 類似意匠についてお尋ねしたいのです。日本の昔の類似意匠ですと、本意匠にそれぞれの権利がくっついてくるような形で、本意匠が無効に

なれば全部一斉に無効になるという形でしたが、今回の中国の改正法における類似意匠というのは、そのような一連托生の権利なのか、それとも、例えば 10 件の類似意匠それぞれが 1 件ごとに独立した権利なのか。それはどちらでしょうか。

○大坂 その点はあまり詳しく、権利がいくつという話で規定はしておりません。ただ、1 つ参考になるのは、類似意匠の複数を 1 件の出願として出せるという形になっております。それで、ここは今後実務を見ていかないと分からないのですが、実際に提出した複数の類似意匠の中の 1 個が無効で、ほかは有効とかという考え方があり得るのかどうかというのも分かりません。あるいは、例えば基本意匠として指定したものがそもそも無効であるから全部無効と言えるのかどうか、そこは非常に厄介な問題の 1 つではあると思います。お答えになっていないと思うのですが、現状の規定から、そこはまだ読み切れないというところになります。

○小林 もう 1 件類似意匠について伺いたいのです。出願人が類似だと思ってまとめたものの中に当局から、これは類似ではないというような判断が示される。あるいは異議申立てのような形で、これは非類似ではないかというようなことがあり得るのか。それとも、出願人が類似意匠として出してしまえば全部通ってしまうのか。その辺は実質的な審査に近い部分が多少入ってくるのかと思いますが、その辺はいかがですか。

○大坂 その点は現在の実施条例、これは案の段階ですけれども、ここで類似商標であるということの判断を、非常にラフではありますが、出願の時点で行うという規定になっておりますので、ひょっとしたら、権利者としては類似と考えて出したにもかかわらず、当局がこれは類似ではないと言った場合に、そこで当局とのやり取りが発生する可能性はあると思います。なので、出して必ず通るものではないというご理解でいいかと思います。

○小林 それで当局が認めなかった場合に、認めなかった部分は独立の意匠として認められるのか。要するに、類似として認められなかったら一切終わりですよ、となってしまうのか。当局が類似ではないという意見を出した場合に、当初の出願日をもって、そこに出願日を遡及した独立の意匠として認められるのかどうか。その辺はいかがですか。

○大坂 その辺についてまで、出ている規定ではまだ明らかではないと思っています。ただ、理論的な分類ではありますが、類似でなければ、別途出願すればいいという整理も可能なのかなと思います。

○小林 どうもありがとうございました。

○武田（ブリヂストン） 公知意匠の抗弁についてお聞きしたいのです。まだ司法解釈と実施条例案でずれがあるということですが、司法解釈案によりますと、

従来の製品の意匠と同一又は類似である場合には侵害ということになるのです。同一の場合にはそうだと思うのですが、類似の場合、いわゆるイ号物件と公知意匠が類似だということさえ証明すれば、登録意匠のほうの類似性は見ないで決めてしまうのでしょうか。要するに、登録意匠を除外して、公知意匠とイ号物件だけの類否判断で侵害ということが決まってしまうのでしょうか。

○大坂 司法解釈案はここまでの表現しか出ていないので非常に難しいところではあるのですが、裁判所によっては、評価報告も当局に請求しろという話が出てくる可能性はあると思います。実際に類似というところをどのように判断していくかというところについては、動向を見ていかざるを得ないのではないかと考えております。

○加藤（ホンダ中国） 16頁の従来意匠の抗弁についてなのですが、侵害裁判で裁判所がその抗弁を認めて非侵害と判断した後でも、覆審委員会のほうの無効審判が継続して、それがその後裁判所で一審、二審と行って、最終的に権利有効だと判断された場合に、侵害裁判のほうの前提が変わってくる。結局、裁判所の判決と覆審委員会、あるいはその後の行政裁判所の判断が変わってくるわけなのですが、その場合には、侵害裁判のほうの復活するのではないかと考えるのですが、一方で2年間の時効などの問題も考えられると思うのです。うまく時効にならないで侵害裁判が復活して、侵害かどうかの判断がされるのか、その辺はいかがでしょうか。

○大坂 その辺は民事訴訟の問題と無効審判、両方の判断が出て両方が矛盾した場合に、どう折り合いをつけるかというところですね。私が見た範囲では、その辺をはっきりと整理した規定、もしくは談話なりはまだ見ておりませんので、そこは今後論点になり得る、ここではそのようにしかお答えできないかなと思います。

○加藤 もう1点伺います。先ほどタケイシさんからもあった移行期間に関してのところなのですが、法定賠償額の増額ということで最高100万円になるわけですが、例えば10月前に第一審の侵害判決が出て、それでマックスの50万円が認定されて、その後第二審で10月以降判決が出されたような場合に、今度は新しい専利法が適用になってマックス100万円になるという考え方あるいは主張が可能なかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○大坂 確認はしていませんが、基本的な考え方としては起訴日が1つの基準になると思いますので、訴えの提起後に改正法があっても、おそらく、訴訟については訴え提起日の法律が基本的に継続している。訴訟については有効になるのではないかと予測します。

○加藤 いまの話ですと、第二審の場合は、上訴日が10月1日以降だと新しい

専利法が適用されるという意味ですか。

○大坂 第一審の提訴日が 1 つの基本的な区切りなのではないか。訴訟法上の考え方としては、おそらくそうなるのではないかと思います。

○加藤 ありがとうございました。

○司会 これで講演②を終了させていただきます。大坂先生、どうもありがとうございました。

### 【講演③】

TOTOの知的財産活動－中国意匠権侵害訴訟事例のご紹介

TOTO 株式会社知的財産部企画グループ      グループリーダー      小島和郎

TOTOの小島でございます。どうぞよろしくお願いたします。初めに講演の機会を賜りまして、IPG様、上海ジェットロ様、大変ありがたく思います。この場をお借りしまして、御礼申し上げたいと思います。

今日は、意匠権の事例のご紹介ということで、1点、私どもが経験しました訴訟案件を中心にお話をさせていただきたいと思います。正直申しまして、私どもほとんど経験がない、今日お話しするのが唯一と言っていいぐらいの経験でございます。その唯一の1件を基に、ある程度、好き勝手にお話をさせていただきたいと思いますので、間違っている部分がありましたら、是非厳しいご指摘をいただければと思います。よろしくお願いたします。

若干時間が押しておりますので、会社の説明は割愛させていただきます。ただ、あまり割愛してしまいますと、社長に怒られますので1点だけ。

私どもの会社は、2007年に90周年を迎えました。TOTOという会社は、たぶん皆様にはご愛顧賜っていると思いますが、実はTOTOというローマ字に変えたのは2007年です。それまでは東陶という漢字の商号でしたが、2007年をもちましてTOTOという商号に変更しました。この点だけお見知りおきいただければと思います。

1点、ここの部分だけお話しさせてください。事業関係です。非常に厳しい状況が続いております。「TOTOさんは家が建てば、その分トイレが売れるからいいよね」というようなビジネスモデルは、古き良き時代のことでして、いまは少子化も含めて、新しく建つ家の部分に期待していると、ほぼ沈み込む状況ですので、国内は、画面の水色の部分、いわゆるリフォームの部分はどう広がっていくかということと、あとは今日の主題の海外に何とか活路を見出しているという会社です。

中国です。実は中国のビジネスモデルは、日本の皆様にお馴染みのTOTOの顔とはちょっと違う顔つきをしております。国内向けのアンケートなどを見ますと、TOTOに対するイメージは安心とか、安定とか、親しみやすさという言葉が出てくるのですが、中国に関しては尖った部分、高級ブランドという形をとらせていただいています。

その理由は単純な理由でして、市場のパイが違うということです。上澄みの部分だけ狙っても、十分それが日本の国内市場に匹敵する程度の潜在ニーズがまだあるということで、まずはこの頂点だけを狙って商売をさせていただいていると



ということです。それが幸いにして成功いたしました、北京の空港とか上海の高層ビルといった著名物件にも、私ども TOTO のトイレを納めさせていただいておりまして、非常に堅調に進んでいるところです。

それも含めて、当然のことながらその翻しということで、偽物も多数あります。戦略的に毎年 5 月に、私どもは住宅設備関係の商材にかかる展示をさせていただいていますが、こういうところで高級ブランドのプロモーションをさせていただいております。

それでは、模倣の実態を簡単に説明させていただきます。皆さんのほうがむしろ詳しいかと思えます。やはり大きな市場である上海、広州といった市場に偽物が多いのですが、その製造拠点となっているのが沿岸部の浙江省とか、杭州という状況です。

私ども TOTO の模倣対策のフレームワークということで、当然のことながら、知的財産権の侵害が前提になるのですが、横軸として直近の事業に影響を与える場合、これは当然取り締まっていくのですが、往々にして直近の効果ばかりに目がくらんでしまいますと、ブランドということが見逃がしがちになります。ですから、いま考えているのはブランドという横軸（緑の部分）を入れてブランドイメージを損う場合には、きちんと取り締りましょうという形で、全社的な会議体と、個々の事業体の 2 本の柱で知的財産権侵害を取り締まっているところです。

傾向は 3 点あります。1 つは模倣品の拡大です。先ほどご紹介した展示会も含めて、そういった所の定点観測をしていますと、商標権の模倣から、だんだんデザイン模倣にシフトしていく傾向があります。ですから、デザイン模倣の拡大部分に対する対策として、体制を整備していくとか、意匠権に精通した人間を育てるといった活動をしています。

2 つ目は、今度ジェトロ様の主催で調査をしていただきます広州交易会などを見てみますと、中国で生まれた製品が、必ずしも中国で被害を及ぼしているということではなく、そこからの拡散も懸念される材料として出てくる場所です。ですから、これに対して水際で止めるのか、あるいは拡散した国でとどめるのかとか、いろいろ策はあると思いますが、最初の 1 点としては、国際展示会における取締りの強化ということで、なるべく初期の段階で模倣の芽を摘むという活動を、これから追及していきたいと考えている次第です。

3 番目は、少し長期的な視点になりますが、だんだんと模倣の巧妙化が進んでいると思えます。先ほども I P G さんと IIPPF との連携活動で出てまいりましたが、間接関与者までの連帯責任を追及していくことが必要かと思えます。特に私どもの製品ですと、販売のあとに施工というものが出てまいります。いわゆる設

置をするための工事ということです。オーナーも販売店も、当然正規品を売ったということになっているのですが、実は施工するときに偽物にすり替えてしまうという悪者がいて、そこで荒利を稼ぐというビジネスがあります。ですから、施工業者というのも間接関係者の1つとして定義させていただいて、何とかこういった所も取り締まるようにしていきたいと考えております。

それでは、前置きが長くなりましたが、意匠権侵害への取組みをご紹介させていただきたいと思っております。いまご覧いただいておりますトイレですが、TOTOといえどトイレでして、通常よく使っていただいている皆様のトイレと若干違いますのは、お水を溜めるタンクがない便器になっています。その分かなり独創的なデザインになっていまして、左の2つが、私どものネオレストという名称の製品と、その意匠権になります。他方、右側の緑で囲っている部分が、違法品と言われているものですが、偽物ということになります。

手みじかに外観をお見せいたします。横から見たときのシルエットです。全体的にはたぶん似ているなという印象を持っていただいていると思っております。ディテールで見ていくと、例えば、こういった三角形の温風の吹出口が、若干形が違ったりとか、操作部に関してもボタンが4つ、5つという違いがあるとか、少し横長とちょっと太り気味のところが違ったりとか、あと機能が基本的に違いますので、機能から現れる形状、例えば底面部に現れる配管の形状などが全く違います。前から見たときに、細身と太身でちょっと違います。後ろも全く違います。このような違いがあります。こういったディテールの違いがあるもの。ただ、全体的に似ているよねと。それから感覚的には、どう見てもTOTOのオリジナリティを盗んでいるよねと、いうものをどう取り締まっていくかというのが、この事例の紹介の趣旨です。

侵害者ですが、名前を削除というか隠させていただきます。上海に本社を置いておりまして、工場は浙江省にある会社です。ルートは、釈迦に説法ですが、行政と司法とありまして、いまご覧いただいているのは模倣対策マニュアル等々に掲載されているような特質の部分です。

それでは侵害訴訟です。最初に込み入っておりますが、全体の流れをご紹介したいと思います。結局いろいろやりました。最初に行政ルートをとらせていただき、あれこれとあったのですが、一応処理決定という形で侵害認定になりました。ここで1つ読み間違いがあって、たぶん1回やれば早々に逃げていくだろうと思ったら、意外と執拗に抵抗してきて、見事に行政不服審という形で、上海の中級人民法院でさらに鑑定というのが出てきて、少し長期化して、それも侵害認定の決定を何とか得たのですが、もう1つ上だということで、高級人民法院という形

で、2006年12月に始めたのが、2009年1月によく結審ということです。

若干途中で旗色が怪しくなってきたのを見て、保険的に北京のほうでも提訴しております。それが真ん中の部分です。北京でも1審、2審というのをやっています、先ほどの大坂先生の講演にもありましたが、無効審判も当然出てきまして、ひと通り経験させていただいたと言ったら怒られてしまいますが、全部やりましたということで、以下、これについてご説明をさせていただきたいと思いません。

最初は上海の知識産権局の審理です。どの辺にポイントを置いたかということですが、北京ではなくて、上海ということもあって、かなり最初の訴状と言いますか、上海知識産権局へのアピールは丁寧にやりました。少し日本寄りの発想でパッパッパとやってしまうという手もあったのですが、なるべく平易な言葉で、きちんとした侵害の主張をさせていただきました。

幸いな点と困った点があるのですが、相手方の代理人が非常に不慣れな方で、例えば、口頭審理などをやっていると、およそ代理人としては口にしてはいけないこともポロポロと出てくるのです。その分、逆にそれが上海知識産権局の裁判官の中を惑わすようなことになって、グラグラグラしながら「いや、そうじゃないんですよ」というようなところを論ずるような形で進めていったということになります。いずれにしても、この辺を注意して、こういう結論（侵害認定）をいただきました。これが上海知識産権局の判断です。

ちょっと見にくいのですが、水色の部分が類似点で、赤色で囲った部分が相違点です。極めてオーソドックスな判断をいただきましたが、まず全体を観察しましょうという部分、それから類似点と相違点を出しましょうという話があって、簡単に類似点のほうが相違点を勝っているという形で、侵害だという認定をいただきました。

ここから少し込み入った話になってきます。先ほどもお話しましたとおり、被告側がここで諦めるかなと思ったのですが、残念ながら不服という形で、今度は上海の中級人民法院に行ってしまいました。ここにきて、だんだんと先方も力を付けてきて、最初は単に「ここが違う」「あそこが違う」という主張だったのが、我々が「この形状こそ私どもの意匠の特徴部だ」という主張をしてきたのですが、そこの主張を覆そうという形で、そこがいわゆる慣習的なデザイン、ありふれている形であるから、そこは意匠のポイントにならないのだというところを、少しずつこの辺から主張してまいりました。

あともう1つ、もしかしたら参考になるかなと思って持ってきたのですが、行政ルートをとったときの1つの難しさですが、1つ上に上がったときに、私ども

権利者は補助参加人になってしまいます。被告は上海知識産権局になってしまいますので、上海知識産権局の黒衣と言いますか、パートナーとして私どもの主張を採用していただくということは、非常に悩ましい（難しい）ところです。何とかこういう主張をしていただきたいという部分があったとしても、法廷審理の場では知識産権局の方が中心となって主張されますので。

ちょっと脱線してしまうのですが、この案件だけ勝てばいいという場合はいいのですが、当然にしてほかにも第 2、第 3、第 4 といった類似品があるわけです。それが多少なりとも形が変わってきたときに、我々権利者としては多くを述べずに、類似する模倣品にも共通する特徴的なポイントだけに絞って勝訴したい。すべてが意匠権のポイントだと認定されてがんにがらめのまま勝ってしまうと、次の案件のときに、この意匠権はこの一部を持っていないから非抵触だよねということになりかねないので、なるべくオブラートに包んだような、できれば点的な集中した特徴部を主張したくなるのです。

一方、知識産権局側は、とにかく面子にかけても勝ちたいというほうに走りますので、あれこれと主張し始めるのです。ですから、ここのコントロールが行政ルートをとって、もう 1 つ上にあがってしまったときの権利者側の悩みとしては出てくるのではないかと感じています。

もう 1 つ、これは正直申し上げて研究不足ですが、上海の中級人民法院の中にも 2 つ部門があって、いわゆる最初から司法ルートとして上がってくる侵害訴訟を扱う部署と、こういった行政の不服審を扱う部署が違うという説明を受けました。故に行政不服審を扱う部門は、決して知的財産権に明るくないのだ、という説明の上で途中の途中で鑑定をやるという話になってしまいました。

さんざん口頭審理で主張を掲げたというか、主張を尽したあとに、やはり鑑定だと言われて、時間的にも非常にロスしましたし、鑑定機構をめぐって、どの鑑定機構にするのだというところで、当然相手側も自分たちに優位に働きそうな鑑定機構を選ぶということで、ここでまた時間のロスと、若干の不安材料が出てくるということで、行政審の中級人民法院というのは、随分いろいろな難しさをはらんでいるのだな、というのが正直な感想です。

ということで、いずれにしてもいろいろあったのですが、中級人民法院のほうでも何とか私どものほうに軍配を上げていただきました。相手方が力を付けてきた分、論点はかなり増えたのですが、基本的なロジックとしては同じようなものでした。似ている所、似ていない所を比較して、似ている所が勝っているということで類似だという判断をいただいています。

北京のほうをお話します。もともとなぜ北京をやったかと言いますと、先ほど

の鑑定機構辺りからの話です。鑑定だという話になって、本当に大丈夫かという話が出てきたので、保険的に北京をかけようということで、北京のほうに裁判を上げています。先ほどの講演にもあった無効審判が当然上がってきて、審理が中断するかと思ったのですが、幸いにして審理は中断しませんでした。証拠不十分ということで審理は継続されました。これはたまたまなのかもしれませんが、私どもの主張の中で、こここそ私どもの意匠のポイントだということを強く言ってきたところがあって、そこが被告が提示してきた無効資料の中になかったというのが、もしかしたら功を奏したのかもしれませんが。いずれにしても闇の中ですが、幸いにして審理は中断しなかったというところではあります。

類似の判断はあとでご説明しますが、ちなみに結論です。10万円の賠償金をいただいたということと、謝罪広告は認めていただけなかったという内容です。

北京のほうです。感覚的な表現で大変申し訳ないのですが、やはり北京のほう洗練された判断をされるなという印象です。1つ特徴的なのは、模倣という行為を考えると、製品と製品がより近いのです。製品を図面に落とした意匠権と被告製品を比べるよりも、製品と製品を比べたほうがはるかに似ているという印象を与えやすいということがあります。ですから、上海の知識産権局、上海の裁判所では、最初から法廷に両方の製品を持ち込んで、これもできれば似ているような印象に見える角度に置いて「どうぞ見てください」というプレゼンテーションをしました。

北京でも同様のことをやろうと思ったのですが、残念ながらかなり厳格で、意匠権侵害というのは権利書と違法品を対比するものだというので、北京のほうは製品同士の対比は許していただけなかったというのが1つのポイントとしてあります。

ものの本には、いま要部観察というちょっと難しい話ですが、しないということになっていますが、北京のほうは要部観察説をとって、類似の判断をしていただきました。

結論は一緒です。どちらからかというところ、上海のほうは似ている、似ていない所をさんざん議論して、単純に多数決で似ているという話ですが、北京のほうは、まず要部というものを認定して、要部の部分での対比をしていくと、圧倒的に似ている所が多いということで、いずれにしても結論は同じですが、類似という判断をしています。

まとめです。ルートの選択です。先ほどと同じことの繰り返しになりますが、教科書等では行政ルートの救済というのは早くて安いとなっていますが、本件に限って言いますと、北京はかなり早く進んだという傾向があります。ケース・バ

イ・ケースではあると思いますが、結果的には司法ルートの方が早くて安かったというのが、まず1点目の特徴です。

2つ目は論理構成です。先ほどと同じことですが、中国という事情を考えたときに、第2、第3の模倣品に対抗していこうとなると、どれだけ言葉を少なく勝訴を得るかというところが非常にポイントになってこようかと思います。私どもの主張ももちろんですし、判決書になるべくそういったことを書かせない。そういったことで訴訟遂行をしていくのですが、だんだん厳しくなってくると、一言、二言多くなってくるといって、その辺匙加減をコントロールしていくのが知財屋さんの腕の見せ所かなということでした。

最後に、今後の傾向ですが、先ほどの先生の講演にもありました、是非10月施行の新法を積極的に活用してまいりたいと感じております。展示会の取締りももちろんですが、意匠の説明の欄とか、複数のデザインを単一出すということ。まだまだ解釈の余地が多分にあると思いますが、なるべく早い段階で積極的に活用していき、その手応えを感じてみたいと思います。あと長期的には、IPG、IIPPFの活動に参画させていただき、そういった部分の官民連携による長期的な視点での模倣品の取締りにも尽力していきたいと思っている次第です。ちょっと駆け足でしたが、以上です。

#### < 質疑応答 >

○司会 ありがとうございます。それでは、質問をいくつかお受けしたいと思います。

○伴（住友金属） ルートの選択のことで教えていただきたいと思います。これは当社だけの判断かもしれませんが、司法ルートを選ぶときのリスクが非常に気になって、法廷で負けて判決で公になってしまうために、なかなか選択しにくいなと考えております。行政ルートは、仮に、実際に処分がされなくても、公にならないこともあり、行政ルートを選ぶという判断をしています。今回の件は、司法ルートで勝てるというある程度自信があったということでしょうか。

○小島 社内の経営会議等、ちょうど同じような立場に立たされたことがあります。本当に勝てるのかというのは常の聞かれるところだと思います。結論としては、我々は勝てるかと判断しました。当然不安は付き物ですが、勝てるという前提で進まない危険だと思ったり、たぶんいろいろと事情があろうかと思いますが仮に開示されないからという理由があるとしても、だからといって行政だということとはとりにくいのかなど。つまり、それをひた隠しにして第2、第3のところに取り込ませるかということ、それも難しいところが出てくると思いますので、

行くのなら行くというスタイルで、私どもは対応しているところです。

○司会 ほかにございますか。

○小林（タニタ） 今回、行政ルートをとって知識産権局をお使いになって、TSBとかをお使いにならなかったのは、何か理由があるのでしょうか。

○小島 正直に申し上げますと、ビギナーといえますか、素人でしたので、いくつかの専門家に相談をいたしました。そのときに、まず最初に TSB という選択肢を持ち合わせていなかったのが理由です。

2 つ目は行政を最終的にとった理由ですが、それもやはりものの教科書に書いてある、これは結果論で、先ほどもお話ししましたが、被告側が 1 回で諦めるのであれば、当然行政のほうが軽くて早いというところがありましたので、1 回目であればその辺から入って行くかというところで、行政から入っていったのです。中途半端な回答ですが、そんなところが実情です。

○岩間（カネボウ） この裁判の結果、10 万元という支払い命令があったようですが、この被告は、その後、製造販売をやめましたか、それともまだしておりますか。

○小島 これは幸いにデザインを変更しました。つまり、製造販売を中止しております。

○司会 最後に 1 ついかがでしょうか。

○谷口（弁護士） 1 点だけお尋ねしたいと思います。いまイワマさんの関係もありますが、これは北京の中級法院の侵害事件の損害賠償ですね。10 万元が認められていますが、これは請求額はいくらでなされたのですか。

それから、これは立証不十分ということで、法定の枠内でということですね。私ども勉強しているのですが、侵害裁判所の損害の認定が日本と比べて非常に厳しい。日本ではこのぐらいだったら損害額の認定をしてもらえるのに、中国では厳格に認定してくれない傾向があると思いますが、その辺も踏まえて、どの程度の証拠だったのか。そういうことは本に載っておりませんので、経験された方ではないと。その辺のご意見もいただきたいと思います。

○小島 私どもよりもっと経験を積まれている方のほうが回答者としてふさわしいと思いますが、気持としては 100 万元、1,000 万元という気持です。そういう数字を代理人に伝えたら「やめておきなさい」と言われました。その数字を書いた瞬間に負けてしまうという脅しもあって、あくまでも 100 万元の範囲で。意匠であれば特にその半分以下であろうということでした。一応結局 30 という数字を出しました。30 で話をして、私どもの経営はお金ではないのだという話で、何とか納得いただいたということでした。

立証です。立証について 2 つありまして、皆さんも使われていると思いますが、調査会社が使われています。そこでの数字が出てくるのですが、その数字を出せるかと言われたときに、信憑性という意味で問題がありまして、その数字は出せなからうということで、結局諦めたということです。

そうすると、工業会とか、わずかな統計等の資料がありますので、何とかそれを利用して、そこから単純な掛け算、割り算をして、このぐらいではないかという数字は出しました。出しましたが、案の定というか、証拠不十分という形で裁判所の裁量で 10 万円というところに落ち着いたということです。

○司会 ありがとうございます。時間もありますので、小島様のご講演はこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。



#### 【講演④】

特許権侵害への対処について<行政ルート活用事例より（仮）>

エプソン香港有限公司総監 中 隆広

皆さん、お疲れさまです。エプソンの中です。特許権侵害への対処と題して行政ルートの活用事例を紹介させていただきます。内容的には背景、流れ及び結果、事例紹介の順に話をします。

まず、背景ですが、権利の取得が進む一方、権利無視が広がっており、看過できない状況にあるのが、いちばんの出発点です。次に事業環境、あるいは弊社の事業構造から見たときに、看過し得ないという点と、さらに昨今は社会の発展とともに、権利保護が重要視されてきているかと思えます。そういう社会的な面も考慮しながら、できるだけ事業の内容と……

（テープ交換）

……一般的な情報から対象企業の詳細な情報までをしっかりと調べた上で、その次の法的な対応に移っていきました。法的対応をするためには、社内的な対応も併せて行っていく必要があるということで、この3つの流れをここに示しました。実際はこの中で省略したり、あるいはしっかり見たりという部分があるかと思えます。いずれにしろ、慎重に進めて、具体的手段への対応を進めてきました。

これが具体的な手段ということで、先ほどもありましたように、裁判所に提訴するか、行政管理部門に処理を申請するかということになります。左側の「一般情報」というのは、テキストに書かれているような内容になっています。実際の決定に当っては個別情報決定条件を考慮して調査等のデータをベースに進めてきました。

まず、解決目的ということで、侵害停止だけでいいのか、賠償金が必要なのかというのが大きな分かれ目になるかと思えます。そのほか侵害件数が多いのか少ないのか。被害規模がもし大きければ損害の回復も考えなければいけない。それから企業規模については、相手の対抗力という面での参考内容になりますし、もう1つ、規模という点は賠償の能力があるのかという参考内容になります。被害製品というのは業界全体の動向や圧力ということに関係します。被害地域は保護主義に代表されるような影響がないか。このようなところを考慮して判断しました。ここでは行政ルートを少し紹介したいと思います。

行政措置のフローですが、申請して受理されれば立案され、実際の内容に入っていく、口頭審理が行われ、結果が出るということで、これを見れば時間的には訴訟に比べれば短いと言えます。

手続的に、ここに行政措置申請に必要な書類というものも書き挙げてみました。これだけ見ると訴訟とあまり変わらないかなと思います。ただし、実際に行う場合は知識産権局に問い合わせた上で確認して進めていったということで、多少地域によって違いはありました。

実施の結果について紹介します。今回、行った事例ですが、対象製品はインクカートリッジです。使ったのは特許で、発明特許を使いました。地域的には上海、浙江省、広東省です。実施したのは 2005～2007 年で、その中からピックアップしました。実際は代理人を介して行っています。決定が出れば知識産権局から決定が出ますし、あるいは和解の場合もあります。和解の場合は謝罪文も出たり、という結果になっています。

まずテキストにいろいろ書かれている内容で、手続は本当に簡単なのかということがあります。実際、侵害鑑定、あるいは証拠の提出という点では省略できる部分がありますし、賠償金を期待していませんので、そのための作業が省略されます。そういう点では手続は簡単だろうと思いますが、事前の調査から最後のフォローまでの全体から見たときには、行政ルートであっても、長い作業は必要と理解しています。

次に、侵害鑑定は必要かということで、これは強制又は必須ではありません。しかし、判断の根拠、判断の迅速化のために参考としては提出しました。知識産権局側も何らかの参考にはできたのではなかろうかと思っております。

証拠を提出したかということですが、これも義務づけられてはいません。知識産権局は実際に現場検証に必ず出向いていきます。ただし、その場で見つからない場合もひょっとしたらあるだろうということも考慮して提出しています。

解決までの期間はどんなものだろう？ということですが、ここに解決までの所要期間をグラフにしてみました。全体で見ると、半数以上は 2～4 カ月ぐらいで解決しています。この中には和解も入っていますし、決定書の出たものもあります。見ますと、決定書のほうはあとにきています。つまり、口頭審理を行う前に和解する場合、口頭審理中に和解する場合、口頭審理を終わって和解する場合、あるいは口頭審理を終わって和解できずに決定書が出たという順序があります、要するに、和解優先ということが解決時間に表れています、結局和解を終わらないで決定書が出たのがあって、決定の場合の解決時間は後ろにずれていく傾向にあります。

さらに口頭審理なり和解時に、相手が迅速に対応してくれなかった。あるいは知識産権局のリソースの問題があって、時間が取れないということで延び延びになってきた件も含まれています。

次に、口頭審理は行われたかということですが、原則すべてのものは口頭審理ということになっていて、和解に至らなかったものは口頭審理が行われました。

口頭審理の内容ですが、裁判所に比べれば、私の経験では技術的なやり取りはほとんどありませんでした。したがって、突っ込みも少なかったかなという感想を持っています。

口頭審理のメンバーについては、基本的には3名と聞いていますが、主審が1人の場合とか、あるいはメンバー（成員）が1人加わる、あるいは2人加わる場合があります。

調停についてですが、実際は和解優先という考え方で調停は行われてきたと思います。決定書が出たあとの行政訴訟、和解や決定書が出た場合の強制執行の申請はありませんでした。

次に低費用かということですが、もちろん司法ルートよりは高くなることはないと思いますが、これはケース・バイ・ケースで、一言では非常に言いにくいというのが感想です。平均的には安いとは思いますが。証拠収集を省くことができる場合もあるでしょうし、期間を考えれば弁護士費用も節約できるかと思えます。

対応の方法としてタイムチャージでやるのか、案件ごとで費用を決めて弁護士と対応するのかというような読みも、この費用には効いてくると思えます。一言では難しいのですが、一般的に言われるように低費用と思えます。ただし、流れの中で説明しましたように、準備段階でかなりかけてしまうと、ここの実際の対応部分の効果が薄まっていくという気がしています。行政手続のみであれば1件10万元以下かと思っています。

行政ルートによる今回の経験の中では30%ぐらいは処理決定が出ました。内容は侵害の判断と侵害行為の停止と、侵害物品の廃棄です。したがって、賠償金については却下ということになります。和解に至れば和解協議書を取り交わすわけですが、3種類のケースがあって、当事者間の和解書が1つ、当事者間同士プラス行政の確認があったもの、もう一つは当事者間の和解書に加えて、行政が発行する懲戒書という3つの形態がありました。

最後のまとめについてですが、正直、まとめるのは難しかったという思いですが、手続的には侵害鑑定とか、証拠提出、技術説明、できれば技術説明もして理解と協力を得るのが良いのではないかと思います。

費用の欄では不等号が逆の表示になっていますので訂正です、確実な案件、要するにかなり勝てる、かつ賠償金を求めない、あるいは取れないという場合に、さらに小さいが侵害数がたくさんある場合、このような場合に侵害停止という目的に絞ってやるのであれば、この行政ルートは非常に有効で費用も節減できると

思っています。

実際に決定のところにも書いてありますが、法的な執行力の点では、あまり強くないという感触を持っています。最近の傾向を聞いたのですが、司法のほうは増加傾向にあります。行政ルートの方は横這いか微増。都市部は減少気味にあって、地方で増加しているのではないかと、という情報がありました。

基本的には司法システムが拡充してきている、賠償金も最近はアップ傾向にある。それから権利の増加や定着、弁護士に相談すれば司法を勧める弁護士先生が多いのではないかと、ということ等々から、侵害問題解決には司法のほうに本命かと思えます。

一方、行政機関のほうは地方の保護主義の影響を受けたり、団体の圧力を受ける、あるいはひょっとしたら情報の漏洩もあり得るかもしれない。各知識産権局もそれほどの人員を擁していない。地域によっては対応しづらい、ほとんど整っていないような所もありそうだと、やはり目的を絞って活用することが肝要かと思っています。

商標権侵害の AIC でやるのか、あるいは司法でやるのかと考えるときも同様な部分があるかと思えます。簡単ですが、以上で紹介させていただきました。ご清聴ありがとうございました。

#### < 質疑応答 >

○司会 ありがとうございます。それでは、若干時間がありますので、ご質問をお受けしたいと思います。

○福永（重機中国） ご講演ありがとうございました。口頭審理について、技術的なやり取りは非常に少なかったというご説明をいただいたのですが、その辺について司法と行政であれば、行政ルートの方が、口頭審理で説明しなくても特許の内容を向こうのほうでうまく理解してくれるというご感想でしょうか。

○中 特許への理解という点では、ケース・バイ・ケースで、理解度という点では特許の内容次第かなという気はしています。ただし、我々が実施したときはそんなに難しい内容の特許ではないのですが、事前には少し説明をさせてもらう機会を設けました。口頭審理においては、比較的文言上で侵害しているか、していないかというだけの話だったという印象です。

○福永 口頭審理以外のところで技術説明をされたということですか。

○中 ええ、事前に、申請のときに。

○安井（味の素株式会社） 非常に具体的な経験をお話いただいて、非常に参考になりました。ありがとうございました。1つ教えていただきたいのは、今回、

一連の訴訟の中で、ご説明の中にもありましたが、被告がどういう相手なのということがポイントなのかと思います。相手の抵抗力というご説明もあったと思いますが、例えば相手方が相当な費用を注ぎ込んで強力に抵抗してきた、又は有能な弁護士事務所にバックアップを頼んだのか、あるいはさほどそうでもなかったのかという辺りの事情はお話いただけるでしょうか。

話した内容を今読み返すと、口頭だったこともあり、文章としてまとまりのなさを感じます。上記のように少々修正していただければ幸いに存じます。

○中 幸い今回の紹介した件については、さほどのバックアップはなかったということでスムーズに行った件です。それから、総じて知識産権局も非常に協力的に進めてくれたという印象です。

企業調査の段階で抵抗力という面では、今までの訴訟経験がある所なのかどうか、スタッフがそういう人を抱えているのかどうか、どういう弁護士事務所と付き合いをしてやっているのか。もちろん企業規模、その辺は調査しました。

○司会 ほかにご質問ございますでしょうか。よろしければ、これで中様のご講演を終わりにしたいと思います。中様、どうもありがとうございました。

事務連絡を先にさせていただきます。次回の第 43 回の全体会合は、通常は奇数月の第 3 木曜日に開催しておりますが、11 月については、日中間の政府間会合等のスケジュールの都合上、日程を返更させていただく可能性がありますことをご報告させていただきます。いまのいちばんの候補日は 1 週間前の 11 月の第 2 木曜日の 12 日になる可能性が強いことをご連絡しておきます。また 1 カ月ほど前になりましたら、メールでご案内させていただきます。

また、各 WG の活動等、来年度に向けた活動計画を作成いただく時期になってまいりました。10 月中旬ごろを目処に、メールで来年度の活動計画の作成をご依頼させていただきますので、そちらのほうもご協力をお願いいたします。また、来年度の IPG 全体の事業実施アンケートも、近々実施させていただくことになろうかと思っておりますので、そちらのほうもご協力いただきたいと思います。

本当に最後になりますが、先ほどご講演いただきましたエプソン香港の中様ですが、2005 年の広東 IPG の発足以降、広東 IPG の幹事としていろいろご貢献いただきました。また、グループ長会議が 2007 年に始まった以降は、グループ長会議と広東 IPG の代表として、いろいろな会議にご参加いただきまして、中国全体の IPG の活動に非常に大きくご貢献されました中様でございますが、来月ご帰任ということになりました。ここで一言ご挨拶をいただきたいと思います。

○中 時間を取っていただいて、大変恐縮です。いま森永さんからお話くださったのですが、今月末をもって帰任するものですから、今日のこの会合が今回最後

ということになりました。2005年から4年9カ月になるわけですが、現場包括ということで、現場に包括してやってきたつもりです。できるだけ見える所へ行って探して、物事を見るようにしているつもりで進めてまいりました。

そういうことでいろいろな所を訪問できましたし、多くの皆さんにも接することができました。よく見るという点では、IPGの活動も、この会合も1つの場であると捉えています。そういう点で、出席されている方も、いろいろな所を、いろいろな角度から見るということで活用していただければと思っております。

非常に力足らずでしたが、広東IPGの幹事も務めさせていただきました。広東地域も非常に現場がたくさんありまして、見るという点では、見るに値する場所だと思っております。是非広東IPGにも参加していただいて、協力いただきたいと思います。去るに当たっては、次の幹事を是非リクルートしたいということで、最近は会う人には勧めているところですので、希望者がいましたら、川名さんのほうに是非言っていただきたいと思います。

弊社では、既に山口という者が先月からこの地域全般の知財ということで仕事を始めています。ということで、私はいつでも帰任できる状態にあるということでございます。また、山口ともどもよろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、この上海IPGと、皆さんのご発展を祈念してお礼の言葉にさせていただきます。どうもありがとうございました。

○司会 中様、長い間どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして、第42回の上海IPGの会合を終わらせていただきます。どうも皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。